

平成28年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 9 月 1 5 日 (木曜日)

議 事 日 程 (第4号)

- 第1 一般質問
- 第2 議案第83号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第3 議案第84号 四万十町大正中津川集落活動センター条例について
- 第4 議案第85号 四万十町高齢者安心生活支援住宅条例について
- 第5 議案第86号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第98号 四万十町農村地域活性化複合施設条例について
- 第7 議案第87号 高知県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第8 議案第88号 中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について
- 第9 議案第89号 平成28年度四万十町一般会計補正予算 (第2号)
- 第10 議案第90号 平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第11 議案第91号 平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算 (第1号)
- 第12 議案第92号 平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算 (第1号)
- 第13 議案第93号 平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第94号 平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第15 議案第95号 平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第16 議案第96号 平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第17 議案第97号 平成28年度四万十町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第18 陳情第28-17号 臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情
- 第19 陳情第28-18号 参議院議員選挙区の「合区」解消を求める陳情書

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

~~~~~

出席議員（17名）

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
5 番	岡 峯 久 雄 君	6 番	下 元 真 之 君
7 番	岩 井 優之介 君	8 番	水 間 淳 一 君
9 番	吉 村 アツ子 君	10番	味 元 和 義 君
11番	下 元 昇 君	12番	堀 本 伸 一 君
13番	楨 野 章 君	14番	武 田 秀 義 君
15番	中 屋 康 君	16番	西 原 眞 衣 君
17番	酒 井 祥 成 君		

~~~~~

欠席議員（1名）

|     |         |
|-----|---------|
| 18番 | 橋 本 保 君 |
|-----|---------|

~~~~~

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	会 計 管 理 者	左 脇 淳 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	危機管理課長	野 村 和 弘 君
企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	長谷部 卓 也 君
商工観光課長	下 藤 広 美 君	税 務 課 長	永 尾 一 雄 君
町民環境課長	植 村 有 三 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君
健康福祉課長	山 本 康 雄 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	谷 脇 健 司 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	学校教育課長	杉 野 雅 彦 君
生涯学習課長	辻 本 明 文 君	農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君
代表監査委員	中 岡 全 君	総務課財政班長	大 元 学 君
政 策 監	田 辺 卓 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 脇 一 生 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長 竹 本 英 治 君 町民生活課長 林 久 志 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長 宮 地 正 人 君 次 長 酒 井 弘 恵 君

書 記 國 澤 みやこ 君

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○副議長（下元昇君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより平成28年第 3 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、18番橋本保君から欠席届があっております。

報告を終わります。

日程に入る前に、商工観光課長より、前日の16番西原議員への一般質問に対し、訂正の申し出がありますので、これを許可します。

商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） おはようございます。

昨日また一昨日の一般質問では、急用のために欠席をいたしまして申し訳ありませんでした。

昨日ですが、長森副課長のほうが一般質問のご答弁を申し上げましたけども、説明不足等があったかもしれませんが、彼は誠心誠意、答弁していたと聞いております。初めての経験でありまして、ご容赦をいただきたいというふうに思います。

さて、昨日の16番西原議員の一般質問の中で、奥四万十博での主要な観光施設の収支状況のご答弁で、あぐり窪川の委託料とか補助金を除いた経常損益の金額を誤って答弁しておりましたので、今回訂正をさせていただくものです。

答弁では、道の駅あぐり窪川の補助金等を除いた経常損益を2,219万6,935円と答弁しておりましたが、374万円の補助金がありました。そこで、経常損益、先ほど申しました2,219万6,935円から374万円の補助金を差し引きますと1,845万6,935円になりますので、ご訂正をするものでございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（下元昇君） 以上で終わります。

~~~~~

○副議長（下元昇君） 日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い発言を許可することにします。

9 番吉村アツ子君の一般質問を許可します。

9 番吉村アツ子君。

○ 9 番（吉村アツ子君） 改めまして、おはようございます。今日、最後の質問になりますが、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

す。

私は、今回、少子化対策、教育についてということと、防災対策についての三点をお願いしておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、少子化対策で、B型肝炎ワクチン接種についてお伺いをいたします。

今年10月1日、来月からゼロ歳児へのB型肝炎ワクチンの定期接種化がスタートするのに伴い、同じ0歳児であっても、制度の対象から漏れる乳児に不利益が生じるのではないかと思います、質問をさせていただきます。

このワクチンは、これまで任意接種だったため、1回に6,000円から8,000円程度の自己負担となっていました。4月1日以降に生まれた乳児を対象に、全額公費助成となる定期接種化が決まりました。

しかし、昨年10月2日から今年3月31日までに生まれた乳児は、定期接種化がスタートする時点ではゼロ歳ですが、制度の対象にはならない。こうした不公平を少しでも解消するため、他の自治体では、10月以降、1歳未満の間に任意接種を受けた乳児に対して、1回につき、ここは5,373円を上限に、償還払いによる公費助成を行う方針だそうです。

接種スケジュールは、生後2か月を過ぎてから3回接種が推奨され、病院によって違いがありますが、3回の接種になりますと、かなり負担となりますが、ちなみに四万十町では、昨年10月1日以降から今年3月31日までに生まれた乳児は何人ぐらいいるのでしょうか。また、接種を受けていない乳児もいるのではないかと思います。いれば、どれぐらいいるか、分かればお願いします。

○副議長（下元昇君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

まず、昨年10月1日から今年3月31日までに生まれた乳児は何人でしょうかというご質問ですが、これにつきましては37人となっております。

次に、接種を受けていない乳児が何人いるかというご質問ですが、これに関しましては、定期接種の場合ですと、役場のほうに記録を残しますので、人数を把握できますけれども、任意接種の場合は、まだ任意接種の段階でありますので、人数の把握はできておりません。

以上です。

○副議長（下元昇君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 分かりました。成人がB型肝炎ウイルスに感染しても、多くは

一過性感染の後に免疫を獲得するそうですが、それとは対照に、乳児はB型肝炎ウイルスに感染すると、生涯体内にウイルスが残る状態になりやすいと言われています。乳児、幼児ほどリスクが高いとも言われています。こうしたことから、このB型肝炎の公費助成を行う、10月から3月31日までの同じ0歳の方にも助成を行う考えはないでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（下元昇君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

同じゼロ歳児であっても、制度の対象から漏れる乳児に不利益が生じるというところまでのご質問だと承知いたします。議員おっしゃられますように、B型肝炎ワクチンの定期接種化がこの10月1日から始まり、その対象は今年の4月1日以降に生まれたゼロ歳児となっておりますので、昨年10月1日から今年3月31日までに生まれた乳児は、同じゼロ歳児であっても対象にならないということになります。

そこで、対象外の分について、公費助成をというところではありますが、確かに議員のおっしゃられることは理解をいたしますけれども、今から未接種の任意接種に対する対応をしたとしても不公平が生じますし、既に行った不特定の任意接種に対して、公費措置というのも好ましいことではないと判断されますので、今回行うということは考えておりません。

これまでも、B型肝炎に限らず、ヒブ菌に対する予防接種でありますとか、小児用肺炎球菌などが、この数年の間に任意接種から定期接種化されて、新しい制度のもとで運用されております。今回もB型肝炎ワクチンがまた定期接種化というところで、不利益感を持たれる方もおいでになろうかと思えますけれども、新しい助成制度が始まったというところで、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 乳幼児の予防接種です、ワクチンですわね。それも、私が聞くに、結構高額な接種があるということを聞いております。なかなか親御さんにとっては、1回で済むのならもっとましですが、3回になると、本当に大変やないかと思っております。できれば、今後検討していただきたいと思っておりますので、また、それで順調にこの予防接種が進んでも5か月は掛かるために、10月開始では4月から7月に生まれた乳児は、無料で接種できる期間が短く、乳児が体調を崩したり、保護者の仕事の都合などで接種が漏

れて、3回の接種が公費で受けられない可能性も出てきます。

そこで、定期化初年度の対象者に限って、対象年齢を拡大して公費助成をできないものかと思しますので、お聞きいたします。

○副議長（下元昇君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えさせていただきます。

確かに、本年度におきましては、10月開始の定期接種になったために、10月から一回目のワクチンを接種しますと、三回目の接種まで、議員おっしゃられますように、約5か月、正確には139日以上でありますけれども、掛かりまして、議員の言われたことになる可能性があると思います。

また、10月の定期接種化が見込まれておりましたので、病院では保護者に対しまして、10月に定期接種化になると、可能性ありますよといった情報伝達がされておまして、今年4月1日以降に出生した乳児の大半が、10月からの接種になると思います。

町のほうでは、4か月健診時に、4月、5月生まれの乳児の保護者に対しましては、10月からの接種スケジュールが厳しくなりますので、10月に入ったら早く接種をしてねといったところで保健指導も行っておりますけれども、対象の期限等が過ぎるということはあると思います。

そういった事情もありますので、何らかの特別の事情がありまして、定期接種によります三回目の接種が受けられなかった場合には、今年の定期接種初年度の対象者に限っては、特例措置として公費の助成の検討はしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（下元昇君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 分かりました。それでは、その件はよろしくお願いいたします。

次に、子どもから大人まで全ての人が本に親しみ、豊かな心を育むきっかけをつくるために、読書履歴を残すことができる読書手帳の導入についてお伺いをいたします。

この読書手帳は、読んだ本のタイトルや感想を記入する欄があって、1部につき40冊まで記録できる。記入欄を全て埋めると、スタンプや鉛筆がもらえるなど、楽しみながら読書に取り組める工夫がされております。この手帳は、図書館の窓口で手に入れるようにしておりますので、四万十町も図書館でそういうことができるのでしたら、図書館の窓口で

受け取れるようにしていただきたいですが、また、手帳が窓口でもらえてない場合は、ここは図書館のホームページからダウンロードできることもできるそうです。

図書館のスタッフによると、社会見学で訪れた小学3年に対し、これまで600部の手帳が配布され、既に1部目を記入し終えて、2部目を希望する児童が10人以上いるほか、児童から、手帳を書くのが楽しい、クラスの同級生と手帳を交換して、普段読まない本に挑戦しているなどの声を寄せられているとされています。

四万十町も、読書離れを防ぎ、本に親しんでもらえるよう読書手帳の導入はできないかお伺いをいたします。

○副議長（下元昇君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えいたします。

子どもから大人まで、読書を通して理解力や感性を磨いて、心豊かな人づくりを進めていくことは、図書館にとっては重要な使命、社会教育の面では重要なことやと思うてます。

四万十町立図書館では、現在のところ読書手帳の取組は行っておりませんが、実施しております県内とか県外の図書館に問い合わせを行いましたところ、読書意欲の高まりでありますとか、図書館を訪れる回数の増加につながったというような回答がございました。

読書履歴を残すことで、一つの財産としても残っていきますし、子ども読書活動を進めておりますうちの図書館でも、非常に有意義な取組になるのではないかというふうに認められます。子どもから大人まで、本町においても、読書意欲を促して、図書館利用者の増加を目指して、読書手帳の取組を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） それでは、読書手帳を出していただけますでしょうか。よろしくお願いします。

次に、図書館のことですが、図書館に書籍の消毒器の導入についてですが、お伺いをいたします。

安心して図書の本を利用できるように、図書の消毒器を設置していただけないかと思い、この質問をさせていただきます。この消毒器は、扉をあけた内部に、本を立てた状態でセットしてからスイッチを入れると、ページをめくるように風が当てられて、ほこりや髪の毛を取り除くと共に、ダニや目に見えない細菌を赤外線殺菌消毒する仕組みで、同

時に4冊までセットすることが可能とされています。

時間も約30秒で1回消毒が完了するようで、四万十町の図書館でも一定の本の利用があるようですので、図書活動を進める、本好きの子どもたちを育てるためにも、安心して図書館の本を利用できるよう、書籍の消毒器の導入はできないかと思って、お伺いをいたします。

○副議長（下元昇君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 議員がおっしゃられますように、衛生面が気になるお客様にとっては重要なことでありまして、子どもから高齢者まで幅広い層の町民の皆様にご利用いただいて、安心・安全を提供するだけでなく、本を大切に扱う上でも重要なサービスになるのではないかと思います。

県内には公立の図書館が30館くらいあるんですが、現在、導入している図書館は3か所でありまして、県内の動向を見極めながら、先進事例を研究しながら、図書館利用者の声も聞きながら、導入について検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（下元昇君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 消毒器を導入していただくことによって、みんなが安心して図書の本を借りていただけたらと思いますので、できるだけ導入していただけるようよろしくお願いをいたします。

それでは、次に災害時優先電話に種別されている公衆電話についてお伺いをいたします。

今年3月、誘拐された少女が監禁先から逃げ出して、両親や警察に助けを求めた手段は、駅構内にあった公衆電話だったということです。地震活動が続く熊本県でも、4月、県内全域で公衆電話の通話料が無料化されて、安否確認などに活用され、携帯やスマホが広く普及して、多くの人々が戸外での通話にも利用しておりますが、いつでもどこでも、これは自分専用で使える上に、電話番号も登録できて便利とは思いますが。

しかし、携帯電話やスマホを持っていない子どもや高齢者も少なくはないと思います。自宅に忘れて外出したり、紛失したり、バッテリーが切れて使えないこともあると思います。そんな時に、戸外での通話する手段は、基本的には公衆電話しかないと思います。

公衆電話は、誘拐事件のような急を要する場合、110番や119番通報など、無料でかけることができます。また、配線が災害時優先電話に種別されているために、災害などが発生した際も、通信規制を受けずにつながります。2011年の東日本大震災が発生した3月11日

に、電話の発信が急増して、固定電話は最大90%、携帯電話は最大95%の通信規制が実施され、つながりにくくなったことから、公衆電話に行列ができたということです。

電源も安定しております。公衆電話は、交換機などが設置された電話局から給電されているために、周辺一帯が停電の場合でも、電話をかけられるということです。通信ビルは、予備バッテリーや自家発電の車両など、複数の電源設備も整えておるようです。ビル自体が、電話局自体が倒壊しない限り、電話をつなぐことが可能だということです。

常設の公衆電話とは別に、災害時に設置される特設公衆電話もあるようですが、これからは自治体の要望をもとに、あらかじめ避難所となる施設に回線を引いておいて、災害時には電話機を接続して、電話ができるようにするのも、各電話会社が通話料が負担するために無料でできるそうです。

より迅速な対応が可能な設置が進められるようになったということで、今年度末までに4万か所、8万4,000台の設置が見込まれているそうです。公衆電話は、1900年に東京都内に設置されたのが始まりで、1984年には全国で約93万5,000台と、設置数のピークを迎え、しかし、その後は、携帯電話やスマホの普及に伴って減少を続け、現在は約17万1,000台、最盛期の5分の1程度まで落ち込んでいると言われています。

最近、四万十町でも、公衆電話をほとんど見かけないのですが、今、四万十町で現在何台の公衆電話があるか把握しているでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 町内の公衆電話の設置状況でございますが、公衆電話の設置数は、NTT西日本のホームページで調べたところでは、町内で120か所ということになっております。ただ、位置等については、全ての場所を確認できておりませんので、ホームページ等でも位置関係、地図もありますので、今後、確認もしていきたいと思っておりますのでございます。

○副議長（下元昇君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 120か所あるということですけど、それほどあるように見えませんが、こういう緊急時に役に立つのであれば、緊急や災害時の連絡手段として有効な公衆電話を、避難場所とかに回線を引き込むなり、そういうことを、今、やっていますでしょうか。それと、それをどれぐらいやっていますでしょうか。避難場所がどれぐらいあって、そこにどれぐらい引き込んでますでしょうかね。お伺いいたします。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） まず、公衆電話の災害時の特徴ですが、議員も多少述べられたところですが、少しそちらのほうを説明させていただきたいと思います。

公衆電話につきましては、一部の公衆電話では使用できない機種もありますが、基本的には停電時にも使用できますし、災害時の緊急時において、電話が込み合いまして、通信規制が実施される場合であっても、通信規制の対象外として優先的に取り扱われるようになっております。

また、災害救助法が適用される規模の災害が発生した場合、広域停電が発生した場合などは、被災者の方の通話を確保することが必要ということで、NTT西日本が判断した場合には、公衆電話からの通話が無料にもなるということになっております。

大規模な災害が発生した場合には、基本的に電話回線が使用できることが前提にはなりますが、大変有効な交通手段と考えております。

そういうことで、大規模な災害が発生した場合、避難所等にNTT西日本が特設公衆電話を設置してくれるサービスがあります。これにつきましては、すぐに設置できないことも想定されるところでございまして、そういうことを考えますと、議員の言われたとおり、事前に電話回線を整備しておくことは大変重要だと考えております。

現在、本町では、災害発生時に速やかに通信手段を提供する手段といたしまして、特設公衆電話の事前設置に向けて、NTT西日本とも協議を進めているところございまして、協議等が整えば、二次避難場所などに設置していきたいと考えているところございします。

避難場所の数でございしますが、約の数字で説明させていただきますが、避難場所、窪川・大正・十和地区、一次・二次避難場所を合わせますと約195か所、そのうち二次避難場所が23か所となっております。基本的には、この二次避難場所のほうに特設公衆電話の事前設置のほうを行っていききたいということで、NTTとは協議を進めているところございします。

○副議長（下元昇君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） これは、災害が起こっては遅いことですので、できるだけ早い段階で、1か所でも多く引込回線を置いていただきたいと思いますので、今後、よろしく願いいたします。

次に、住宅の耐震化についてちょっとお伺いいたします。

県の補助制度を使った耐震診断の申請数は、今年度は7月時点で1,808棟となり、昨年

度の1年分を既に上回る状況になっているということです。多数の倒壊被害があった4月の熊本地震以降に、申し込みが増えていると言われております。耐震診断の費用については、1981年以前、1956年以前の旧の耐震診断で建てられた木造住宅を対象に、県や市町村の補助がありますが、県の住宅課によりますと、高知市など22市町村では無料だそうです。また、12市町村が3,000円の自己負担で受けられていると言われております。

これまでの申込数は、各月とも前年度より多いそうで、特に熊本地震が起こった4月中旬以降に急増し、5月の申請数が682棟、前年度の2.7倍、6、7月も前年度の2倍のペースで申し込みがあるそうです。補助が始まった2003年度以降、実際に耐震診断を受けた家屋は、昨年度の1,625棟から、最高で、昨年度は申し込みをした人の96.4%が実際に診断を受けており、本年度も同程度の割合で進むなら、診断実施数も過去最高になると、県も言われております。

県の住宅課は、熊本地震で危機感が高まったことを加え、補助制度も充実してきたこともあって、診断の申請が増えたのではないかと見られていると言われております。

一方、診断を受けても、実際に改修までに進むのは5割程度にとどまっていると言われておりますが、四万十町での耐震診断数は、また診断を受けて改修を行った件数はどれくらいあるのでしょうか。お伺いをいたします。

またそれと、本町では、耐震診断の自己負担は3,000円要りますでしょうかね。それ、お願いいたします。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 耐震診断、工事等の進捗状況でございますが、平成27年度末までに、耐震診断の申し込みの件数につきましては461件の申し込みがっております。それで、耐震改修を行った件数は、本年8月末で、今までに148件となっております。大体耐震診断を申し込んで工事まで行く割合が、全体的では3割、30%程度となっております。ただ、最近では、平成27年度には約6割近い方が工事まで行っています。去年につきましては、平成27年度につきましては大体44%の件数が、耐震工事まで行っているという状況になっております。

そして、今年度につきましても既に87件の耐震診断の申し込みがありまして、昨年度92件に近い申込件数になっているということがありまして、今回、9月の補正のほうにも、診断・設計・改修工事のほうも予算計上させていただいているところでございます。

○副議長（下元昇君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） みんな危機感を感じて、今、どんどん耐震診断を受けて、耐震化を進めているようですが、それで、私にも聞かれたのですが、家を一部改築した家で、残った家が昭和56年以前、60年から70年たっているといった家の場合、倒壊するおそれがあり、改築した新しいほうの家が引っ張られて共倒れする可能性があると思うのですが、この場合、耐震改修の対象にならないでしょうか。このような一部改築を行っている家屋も多くあると思いますので、お聞きいたします。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 昭和56年5月以前の建物に、その後、6月以降に増築した場合の対応ということやと、古い家に新しい家を増築したということですね。

昭和56年5月以前に建築された住宅に増築した建物につきましては、増築の際に、一定耐震基準に基づいて建築されているとは思いますが、耐震診断を受けた結果、耐震化が必要とされる建物もあります。そのような場合には、建物の構造が一体的なものか、別棟なのかにより、対象になるならないがありまして、個々のケースによって違いがありますが、対象になる部分がありますので、まずは、危機管理課のほうへ相談に来ていただきまして、内容も確認させていただいて、耐震診断の申し込み、そして耐震診断のほうを実施していただきたいと思っております。ちょっと分かりにくい部分がありますので、まずは危機管理課のほうへ相談に来ていただきたいと思っております。

○副議長（下元昇君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） 私の聞いた方は、新しい改築したんが昭和56年ぐらいでして、それから古い家、残している家がもう60年、70年たっているということで、倒壊したときには、もう引っ張られて共倒れになりやせんとかいうような危機感を持った話でしたので、ちょっとそれでお聞きいたしました。

町民の皆さんの命と財産を守るということに対しても、町としても、もうちょっと緩やかな措置をしていただけたらと思います。

また、高知県議会の公明党の県議ですが、一般質問でしたということでお聞きしました。県内の住宅の耐震化が、県では全国平均を下回っている。耐震改修を計画的に進めていくためには、県としての目標を明確にした新たな高知県耐震改修促進計画を策定すべきということでしたそうです。

住宅耐震化に対する補助についても、県では、1981年6月以降に建築された住宅は対象になってはないが、現行の耐震基準が施行された2000年以前の住宅に対する補助制度も、

今後増設すべきではないかとの問いに対して、県は、今年3月に新たな国の基本方針と耐震化基本計画と耐震化目標が示されたことを踏まえて、南海トラフ対策と整合性をとりながら、今年度中に耐震改修促進計画の全面的な改正を行っていく方針ということでした。そうお聞きしました。

2018年末までには、国の2分の1の補助が今ありますが、それ以降は、補助金分が減額になるということをお聞きしました。住民の皆さんの負担の軽減策のある、国の負担の軽減策のあるうちに、町内の耐震化を進めていくべきではないかと思いますが、その考えはないでしょうか。

それと、住民の皆さんへのこれからの周知が大事だと思いますけど、まだなかなか分かってない方もおられますので、その周知もできないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 現在の四万十町の住宅耐震改修促進補助金交付要綱では、1981年、昭和56年5月31日以前に建築された住宅が対象となっているところです。

本年4月に発生した熊本地震では、実際に新耐震基準で建てられた住宅と見られる比較的新しい住宅が倒壊したという事例もあり、課題となっているところでございます。

このような状況を考えますと、補助基準となる建築年月日の見直しも検討していかなければならないと思っているところでございます。現在、県のほうでも、議員おっしゃられたとおり、国の動向を見ながら検討は進めていくと聞いております。本町でも、国・県等の動向も見ながら、今後検討はしていきたいと考えているところでございます。

それから、周知のほうでございますが、住宅の耐震化等につきましては、チラシの配布や町の広報、ケーブルテレビやホームページなどを通じて、必要性や補助制度などの周知、啓発は一定行っているところでございますが、議員の言われるとおり、増築の部分等、分かりにくい部分もあります。また、耐震化を行うことは、人的な被害など大きく減少させることにつながりますので、増築の件も含めまして、今後、また周知のほうは行っていきたいと考えているところでございます。

○副議長（下元昇君） 9番吉村アツ子君。

○9番（吉村アツ子君） それこそ、昨日でしたか、主人が熊本のほうへ視察に行っていて、本当に日本建築、瓦屋根のところがものすごくよかったということを聞いたのですが、やっぱりそれを見たときに、耐震の改修が大事ではないかということで、ゆうべも話し

たことでした。是非町のほうももうちょっと緩やかなところをもって、住民の皆さんの軽減策のあるうちに、是非周知して、進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（下元昇君） これで9番吉村アツ子君の一般質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○副議長（下元昇君） 日程第2、議案第83号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第83号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第83号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第83号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○副議長（下元昇君） 日程第3、議案第84号四万十町大正中津川集落活動センター条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番槇野章君。

○13番（槇野章君） それでは、質疑をしたいと思います。

今年、2か所で集落活動センターができるわけですが、中津川集落センターが指定管理、一方は指定管理ができないということで、この行政財産と普通財産について、説明をしていただきたいのと、それから、また後で出てきますが、この指定管理は金銭を伴わない、従来、地区の集会所の指定管理みたいなものと理解しておりますが、その点について説明をお願いいたします。

○副議長（下元昇君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 行政財産と普通財産の違いということにお答えをさせていただきます。

行政財産につきましては、住民の福祉の向上のために、用途を定めて設置をする施設でございまして、普通財産につきましては、そういった規定のない一般の財産でございます。

○副議長（下元昇君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） もう一点、次の議案で指定管理料に関係するところではあったとは思いますが、それについては、計上する計画はございません。

以上です。

○副議長（下元昇君） 13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 町民にもちょっと分からんところがあると思いますので、中津川は指定管理ができる。前回できたところは指定管理ができないという、普通財産じゃきできないということですが、もっと例を挙げて説明していただけたらありがたいと思いますが。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 本町では、昨年度、大正中津川集落活動センターともう一つ、仁井田地区集落活動センター、二つの集落活動センターが立ち上がっております。この拠点施設のことだと、ご質問の内容、思うんですが、まず最初に、仁井田地区の集落活動センターの拠点施設につきましては、旧の影野保育所、あそこを改修しまして、拠点施設として地域の団体が活動しているという状況になっておりまして、旧の影野保育所につきましては普通財産でありまして、町のほうが、拠点施設とするために、昨年度改修を行いまして、地元の団体のほうへ無償で貸付けしているという状況になっております。

今回の中津川の集落活動センターにつきましては、中津川地区の集落活動センターの拠点施設とするということで、本年度、町のほうが建設しまして、それをどういう形に位置付けるかということで、今回の条例提案ということになっておりますので、町の行政財産と位置付けたという形になります。

以上です。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 榎野議員の質問に対する答弁を聞いて、非常に分かりづらかったんですけど、行政財産というのは、住民の福祉の向上のために、特定の用途を明確にされている公の施設であるというか財産であるというようなことですかね。そのような規定がないものが普通財産であると。

でも、用途が両方とも集落活動センターですよ。実際用途が同じであるものが、片っぽうが住民の福祉の向上のために用途を明確にして管理されるべき行政財産であって、他方が普通財産であるという、総務課長と企画課長の両方の答弁を突き合わせても、どうしても、それ、何か答えになっていない気がするんですけど、いかがでしょうか。用途は同じじゃないですか。用途が明確に同じだから、両方とも集落活動センターと言われていませんか。事業目的が同じじゃないですか。

で、もともと町のものですよね、影野保育所。そもそも、じゃ影野保育所は行政財産だったんですか、普通財産だったんですか。分らないです、私は、影野保育所は、そこにやっぱり例の児協立と町立の保育所のまた複雑な何かすみ分け問題が絡んでいるような気がする。でも、実際、もう今は同じことをやっている。同じ事業目的、用途を持っていますか。それは、榎野議員の言われることは、もっともであると思います。明確な回答を。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） まず、仁井田地区の拠点施設になっております旧影野保育所、これは普通財産でした。目的と過去からの経緯を言いますと、児協立の保育所として、児童福祉協会の財産であったもの。それが、保育園のほうが無くなったということで、任務が終わって、町のほうへ、たしか寄附を受けた財産だと記憶しております。で、そのまま普通財産として町のほうにあったわけなんですけど、今回、仁井田地区で集落活動センターを仁井田地区住民が立ち上げるということで、その拠点施設にしたいというこ

とで、町のほうが改修をし、拠点施設として、仁井田地区の団体に対して無償貸付けを行っております。

ですから、集落活動センターという活動は、町がやっている活動じゃなく、その地域の住民の方が行っている活動ということでございまして、その拠点施設として町の財産を使用している関係で、それぞれ、これからも集落活動センターが立ち上がってくる可能性があるんですが、その地域、地域の拠点施設をどこにするかということで、町の行政財産を使用する場合には、今回の大正中津川のような形になると思いますし、例えば県が言っております廃校になった学校とか、そういうところを使用する場合には、普通財産のまま地元に貸与するという形、その拠点となる施設が何になるかによって、それぞれ形は変わってくるとは思っております。

○副議長（下元昇君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） やはり、私の推定がある程度当たっていたみたいで、影野保育園の時代から影野保育園自体が普通財産だったということなんですよ。そしたら、例えば町立の保育園は行政財産だったわけってことかと思うんですけど、町立の保育園は行政財産であって、児童福祉協会がやっている保育園は普通財産であったということになりますよね。これ、確認。それではないんですか。

影野保育園は普通財産であって、影野保育園というのは町立でしたっけ。児協立でしたでしょう。じゃ、町立の保育園は行政財産で、児協立が運営している保育園の建物自体が、児協が運営主体であると普通財産と呼ばれて、町が運営主体であると行政財産と呼ばれていたということですか、よく分からないので。違うんですか。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 今の西原議員の質問ですが、現在、今あります町立の保育園、その建物は行政財産です。影野保育園につきましては、旧です。児童福祉協会の財産として、児童福祉協会が持っていた財産ですので、町の財産とは全く関係ありませんので、児童福祉協会の財産として影野保育園を運営しておりました。ただ、影野保育園は廃園になりましたので、児童福祉協会については、その使用がもう必要ないなったということで、廃園になった保育園の施設を町のほうへ寄附をいただいております。ですから、町は寄附を受けたときには、町の財産としては、目的のない普通財産のまま置いていたという状況です。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第84号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第84号四万十町大正中津川集落活動センター条例についてを採決します。

議案第84号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○副議長（下元昇君） 日程第4、議案第85号四万十町高齢者安心生活支援住宅条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番緒方正綱君。

○4 番（緒方正綱君） 85号についてお伺いします。

まず、条例の13条の第2項について、明渡し請求ですわね。これについてですが、明渡し請求を受けて、それに応じない場合に、強制退去とかいうような措置があるのかどうか。その点について、その一点だけ。

○副議長（下元昇君） 暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

○副議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を行います。

健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

強制退去のあれがあるかということなのですが、明確に書いたものはありませんが、

そういうことはあろうかと、そういうことになると思います。すみません。明渡し請求に応じない場合は、そういう措置をとることがあるということでお答えをさせていただきます。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 一点だけ確認で、13条、明渡し請求の中で、（1）で「不正の行為によって入居したとき」というふうに明記しておるわけですが、これはどういう内容が該当するのかなということを、具体的に教えていただきたいというふうに思います。

というのは、入居に関しては、選考委員会があつて、選考委員会の中で入居をするわけですから、どういった状況のときがこれに該当するのかなということで、簡単なことですが、参考事例を教えていただきたいというふうに思います。

○副議長（下元昇君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

第3条のほうに入居対象者というところがございまして、一定「入居対象者は、四万十町に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者のうち」と、「生活保護受給者若しくは世帯本人が住民税非課税で」といったところがありまして、その次に、2項に「入居対象者ではない」というところがございまして、それに該当しなくて、虚偽といえますか、そういうところで入居した場合にはというところになるかと思ひます。

先ほどの入居選考委員会というのがありましたけれども、選考委員会のほうは、すみません。7条のほうに、人数を超えるときに選考会をやるというところになっておりますので、その前に入居する場合とかがありますので、そういうときにそう判断された場合には、そういうときに虚偽の申請で入居しよつた場合というところになるかと思ひますが。

○副議長（下元昇君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 選考委員会の義務のところは分かりました。人数がオーバーした場合にのみ、選考委員会が選考していくという内容であるということですが、例えば入居の希望が出てきたときに、一次審査はあるわけですから、窓口として、その場合に、今、課長が説明をせられた内容等々は、当然審査はしますよね。その段階で、もう入れないということですから、選考委員会にかけるまでもなく入れないということになるわけですか

ら、例えばここに、条例の中としてあるわけですから、不正の行為によつての入居をした場合ということが、その後のどの位置に当たるのかなという疑問でした。

内容は、今、課長が答弁したとおりですよ。はい、分かりました。

○副議長（下元昇君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） まず最初に、3条の該当者ですよ。応募要件の該当者なんですけど、1番、2番、「心身の虚弱や軽度の認知症等のため、在宅生活が困難または不安となった者」、「体力の衰え等により、自宅を自力で管理できなくなった者」、「（3）高齢により、日常の買い物や医療機関への通院が困難となった者、（4）その他特に町長が必要と認める者」、4番は定例的に出てくる条項なんですけど、この1、2、3、非常にグレーゾーンがあつて分かりにくいと思うんですよ。

この査定を、この条件を満たしているかどうかということ、応募者が定員オーバーじゃない限りは選考委員会を開かないというふうなことでありましたので、行政の窓口が判断するとき、どういうふうな形で判断するのかという、ちょっと具体性が見えてこない。非常にグレーゾーンがあると思います。自己申告なんですか、この辺は。

ということと、それから、これって、例えば条件に、まず明確な条件として、「生活保護受給者若しくは本人及び世帯全員が住民税非課税で」かつ入れるべき住居がないということですよ。いわゆる施設系の住居がない、居住系の住居も含めて。これ、非常に町営住宅の入居者像と重なってくるんですよ。住宅に困窮している現在というのがないだけで、そう考えると、イメージですよ。町営住宅の入居者像と、この高齢者安心住宅の入居者像とは、何か重なってくるんです。重なってきたときに、この2万5,000円の家賃って高くないかと思うんですね。町営住宅はもっと安い家賃設定がありませんでしたか。たしか1万5,000円とか。

だから、どういう方々を想定しているかという何か具体性が欠けているような嫌いがないでもないんですけど、この段になつてこういうことを言うのもちょっとあれかもしれないんですけど、その辺をどういうふうに捉えているんでしょうか。

○副議長（下元昇君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

入居基準につきましては、障がい高齢者あるいは認知症高齢者の日常生活自立というものがございまして、2項のほうにとつておりますが、2項のほうに自立度ランクというところを書かせていただいております。それで、例えば障がい者の生活自立につきまして

は、生活自立できる者がランクJというところで、一番上にあります。次に、準寝たきりとかいうところから、ランクAになります。ランクAに該当すると、もう入居ができないというところになりますので、その前にあります「心身の虚弱や軽度の認知症等のため」というところでありましたら、生活自立J「何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出することができる、交通機関等を利用して外出することができる、隣近所へなら外出する」というところがあります。

日常生活自立度でしたら、ランクIからずっとありまして、入居できないものはⅡaからになりますけれども、その上にはランクIとして、何らかの認知症を有しますけれど、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立しているというのがランクIにございます。ランクⅡには、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意すれば自立できるというところがありますので、ここら辺までの方やったら、入居することができますし、入居の際には、そういう方の認定調査というところもさせていただくようになりますので、そういうところで判断はしていきたいと思います。

それから、一般の住宅と比較して高くないかということになってきます。確かに議員おっしゃられますように、家賃の住宅で言いますと、例えば金上野の近所の新しい4階建ての住宅やったら、一番低いところで、1DKで1万1,600円というところがありました。一応2万5,000円というのは、町が持ち出しをしないというところが前提にありまして、2万5,000円の家賃と5,000円の共益費をいただいて、その中で運営をしていくという前提がありますので、そういうところで2万5,000円の設定はさせていただいておりますので、それから言えば、高うはございますが、そういう設定となっております。

また、管理におきまして、管理をしていただく方に見守りというところで、見守りもさせていただくようにしていますし、相談業務というところも入れらしてもらっておりますので、常時はおりませんけれども、いつでも相談業務ができて、包括とかそういうところへもつながりもスムーズにできるというところで、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） それから、最後に聞かせてもらいたいのは、相談業務のことが気になっておりました。21条ですよ。相談者が常駐ではないけどいるということが、家賃は高いけれども、このハウスの入居者にとってのメリットであると。安心材料であるというような説明であったと思うので、相談業務というものにつく方に要請される資質という

か、どういう知識とか、いろんな関係機関につなぐのは、素人ではできないと思うんですね。だから、誰でもかれでもではいいというわけではないと思うので、そういう、この方に要請される資質ですよ。そういう知識とか、そういう制度感に通じているとか、どういうことを想定していますか。

いや、こういうことを聞くのも、私、委員会の視察で、過去に四万十ピアに行ったときに、やっぱり生活相談員という方がいて、多くの高齢者の方、入居者の相談することで安心して、病院に行かなくなったんだと。病院に行く機会が減ったんだと。それで、健康を保っているんだという話は、そこの施設長から伺った経緯があるんです。だから、その相談員の資質というのが、そのような施設、虚弱な高齢者の方の入居施設においては、資質が非常に大事ではないかなという視点で、どのような資質を期待していらっしゃるのか、想定しているのか。それを伺いたいと思います。

○副議長（下元昇君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 議員おっしゃられることは十分わかりますが、今のところ、そういう資質というところにこだわって管理者を募集しようというところではございません。募集を予定しておりますのは、町と一緒に管理運営に携わっていただける法人または地域の団体等というところで、公募もさせていただく予定になっておりますので、その中で、まだ具体的に相談業務がどんなものですよというところは、まだ町のほうでも具体的には決めておりませんが、つなぎの場合はここへ連絡してくれとか、そういうところで管理者とは連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからも、この件について、昨日の一般質問の件もございましたので、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

この高齢者の支援住宅については、私が選挙に臨むときに、ずっと十和、大正、各地を回らせていただきました。そのときに感じて、公約の一つに挙げたものですが、やはり今、コミュニティバスとか様々な交通手段は確かにあります。しかし、本当に山奥で、病院にも通えない方が、本当に苦労されておりました。まだそのときは、喫緊にそういった状況にはないというように感じておったんですが、やはり病院の近くで、そして買物が近いところで、将来、生活しなければ、なかなか集落の人の手が届かないだろうという方がおりました。ですから、そういったアンケートをとった中での38人ということで、希望

といいますか、あったというように聞いて、動いてきた事業です。

本当にいろんな、そこに、老健また老人福祉施設ではございませんので、確かに町が直営でやる施設でございますから、先ほど来、ご質問がございますけども、やはり町の包括支援、そして担当課、様々なそれから地域といったものが、連携し合ってやっていこうという、本当に地域包括ケアの入口でございますので、包括ケアといたら、ちょっと語弊があるかもしれませんが、歯止めをきかせて、なるべく地域生活を送っていただくという視点でございますので、あまりそういった細かい想定はしておりませんが、そういった必要になった場合の皆さん方を入居していただく。これについては、確かに入居の申し込みを判断するわけがございますけども、これは地域包括支援センターの保健師等々の判断もいただきながら、やっていきたいと考えております。

そういったことでご理解いただければというように思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 簡単に行いますが、14条「高齢者安心住宅に空き室がある場合は、あらかじめ期間を定めてショートステイによる利用をさせることができる」、この場合の、計算しますと、大体1日当たり、ショートステイの場合は1,000円になるかなというふうに計算をさせていただきましたが、10条の規定を準用するという事で。2万5,000円と共益費を合わせたもので3万円ですので、1日当たり1,000円かなという計算ですが、これ、特養関係と比較して、他の事業所等と比較して、計算はされたのかどうか。そのあたりだけ、ちょっとお伺いをしたいと。それで、1,000円というのが安いのか高いのか。そのあたりをお伺いしたいというふうに思います。

○副議長（下元昇君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをさせていただきます。

特養のほうのショートステイですけども、1日当たり、食費等もありまして、1,500円ぐらいになろうかと聞いております。ちょっと高額になっておりますので、特養の場合は減免措置もあると聞いておりますが、この住宅の場合は減免の措置はとっておりません。というのも、ショートステイというのは、あくまでも限られた日数ということですので、365日住むところとは違いますので、減免は適用しないという考えでございましたので、そういうことにしております。

以上です。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第85号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第85号四万十町高齢者安心生活支援住宅条例についてを採決します。

議案第85号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時55分 再開

○副議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○副議長（下元昇君） 日程第5、議案第86号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第86号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第86号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第86号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○副議長（下元昇君） 日程第6、議案第98号四万十町農村地域活性化複合施設条例についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） これは、議案にじかに関係のないことなんで、ちょっと物言いがつくことを可能性も感じているんですけど、高知縣市町村総合事務組合とか、あるいは高幡広域市町村事務組合とか、いわゆる事務組合があるんですけど、事務組合にはそれぞれ議会があって、条例を持っていますよね。例規とか規約もあるんですけど、規約の変更時には、構成市町村の議会の議決が要ると書かれているようなんですけど。87号ではないですか、今。87号ですよ。

○副議長（下元昇君） 今、98号です。

○16番（西原眞衣君） 98号。すみません。勘違いしていました。申し訳ありませんでした。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第98号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第98号四万十町農村地域活性化複合施設条例についてを採決します。

議案第98号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○副議長（下元昇君） 日程第7、議案第87号高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） すみません。さっき勘違いしておりました。聞きたかったことは、これも議案の内容そのものではないんですけど、規約の変更ですから議決が要ると、自治法上に書かれていると。この事務組合なんですけど、奥四万十博の運営主体となった高幡広域事務組合というのがありますよね。それぞれそこには議会があって、構成市町村の市長とかあるいは議会の議長とかがその議員になっているというところまでは知っております。

ただ、やはり負担金を議決する立場としては、その業務内容の把握もしたいので、その予算とか決算とか、あるいは条例がありますよね。例えば今議案になっている高知縣市町村総合事務組合には、退職金条例というものもありますよね。ネット上で公開されていますが、でも、公開されていない事務組合もあるんです。例えば高幡広域、ここは予算も決算も条例も公開されておられません、ネット上で。見ることは、読むことができないんですね。なぜ、そういうものが自治体に配付されていないのかということをお伺いしたいんですけど。やはり、それは負担金を出している以上、構成市町村の議会議員である以上、その業務の把握は必要だと判断しますので、予算・決算の執行の把握は必要だと判断しますので、なぜそういうものがここにはないのか。構成市町村にないのか。ないのかですよ。私は、別途電話して、取り寄せたりもしましたが、個人的に。そういうことをせず

に済めば、それがベストなんですね。なぜそれがいいのかについての認識をお伺いしたい
と思います。構成市町村でありますから。

○副議長（下元昇君） 16番に申し上げます。

今回の一部の規約の変更については、内容は一部を次のように改正する第4条中の地番
の改める一部の変更ですので、今、議員からの質問については、またほかの機会にお願い
をいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第87号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第87号高知県市町村総合事務組合规約の変更についてを採決します。

議案第87号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第87号は原案のとおり可決され
ました。

~~~~~

○副議長（下元昇君） 日程第8、議案第88号中津川集落活動センター「こだま」に係る  
指定管理者の指定についてを議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑  
を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第88号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第88号中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定についてを採決します。

議案第88号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○副議長（下元昇君） 日程第9、議案第89号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

この議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番岡峯久雄君。

○5 番（岡峯久雄君） 9月補正予算資料の7ページの下段です。自伐林業者等育成支援事業ですけれども、補正の内容の②ですが、林業機械購入事業で、バックホウ等3台300万円とあるわけですが、バックホウ3台で300万円は金額が低いように思うわけですが、これは大きさもあろうかと思いますが、その内容についてお伺いしたいと思います。

それと、③間伐事業4ha、この内容についてお伺いをいたします。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） ただいまの自伐林業者等育成支援事業についてお答えを申し上げます。

まず、②のバックホウ等3台300万円の金額、こちらのほうが、このくらいで金額で大丈夫なのかというようなニュアンスの質問であったと思いますが、こちらの購入につきましては、いわゆる中古の物件も可能ということにしておりますので、金額的にあまり大きな負担にならないようにということで、1件当たりの上限を100万円ということに設定を

いたしまして、こちら、2分の1以内の補助ということ、また3人以上の共同利用を条件としております。

そして、③の間伐支援事業、こちらの中身についてですが、搬出間伐を基本に考えておりまして、間伐率20%以上の場合、1ha当たり6万1,000円の助成というふうに計画をしております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 5番岡峯久雄君。

○5番（岡峯久雄君） 中古の機械ということですが、これから先もそういった考えでしょうか、お伺いをいたします。

それと、二点目ですけれども、山の条件に合ったといいましょうか、初めて間伐したところの違いがあると思うんですけれども、1回に切ると、風や台風などにやられる。そういったことから、20%にしたのかなと思いましたけれども、町が6万円を出資するという点では、この先も変わらないのでしょうか、お伺いします。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） ただいまのご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

今後のそちらの目安といいますか、検討になろうかと思いますが、まずは3年間を目安に、この事業を継続させていただいて、その中で要望でありますとかご意見、また検証等も行いながら、今後の事業について、また見直し等も行いたいと思っておりますが、当面は3年ぐらいは、この事業を継続したいというふうに考えております。また、どうしても新規の自伐林業者を発掘、育成していきたいという思いもありますので、そこら辺も、今後検証しながら、場合によっては、また部分的な継続というところも、どうしても3年目、最終年に手を挙げられた方は、支援については1年ということになってしまいますので、現在は3年を大体目安に考えておりますので、そちらのほうも何とか育成できるような形というのでも考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

2番林建三君。

○2番（林建三君） 八点ぐらい質問したいと思います。

まず最初に、還付金と、それから返還金について。これ、4項目あると思います。ペー

ジ数を言います。予算書の24ページ、2款の1項9目23節、250万円のあれが出ております。償還金利子及び割引料として、町税過年度還付金250万円の内容について。

そして、27ページの3款1項1目23節、46万9,000円。償還金利子及び割引料。それから、その内容が臨時福祉給付事業費補助金とありますが、46万9,000円。

それから、31ページの3款の2項1目23節、8万1,000円。償還金利子及び割引料。その中に、内容といたしまして、子ども・子育て支援交付金返還金7万3,000円、そして保育料過年度還付金8万1,000円です。

それから、35ページの4款1項3目23節、12万円。償還金利子及び割引料。未熟児養育医療過年度分返還金とありますが、その12万円の内容。

それから、ページ数を言います。41ページ、6款1項の3目15節の工事請負費農道・水路改良工事2,940万円減額になった理由。

それから、42ページ、6款の2項2目13節、委託料86万4,000円。分収造林受託業務委託料と出ておりますが、どこに委託するのか、場所はどこなのか。

それから、48ページ、8款の3項2目15節、工事請負費がけ崩れ住家防災対策工事費4,000万円は、どこなのか。負担率はどれくらいか。

それから、49ページ、8款4項1目19節の負担金補助金及び交付金750万円の町産材活用利用促進助成事業補助金の内容をお聞きいたします。

○副議長（下元昇君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 予算書24ページの町税過年度還付金でございますけれども、当初250万円だったのですがですけれども、法人税等ですけれども、それで予定申告で課税しておりましたけれども、確定申告の更正費等がありまして、課税額が決定をいたしました。それによる減額となりましたので、還付金額が250万円の増額というふうになっております。

○副議長（下元昇君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えいたします。

27ページ、31ページ、それから35ページ、いずれにしても、先に見込みで実績を上げておりまして、実績がこれぐらいだったというところで決定が来ましたので、お返しますというところが基本になっています。

内容につきましては、臨時給付金は、ご存じかと思われませんが、31ページの子ども・子育て支援交付金というのは、臨時的に子どもを、家で病気になったとかいうときに、施設

のほうへ一時的に預けるといいうところであります。

それから、35ページの未熟児医療費の返還につきましては、未熟児で生まれて、2,000g以下ですけれども、お医者さんが入院が必要と認めた場合には、公費で入院さすようになっていますので、内容についてはそうです。

いずれにしても、先に指示を出しておいて、実績が決定したので返還するといいうところです。

○副議長（下元昇君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

31ページの23節の保育料の過年度還付金ですが、これ、平成27年度に払い過ぎといいうことになっている保育料について、返還をしようとするものでございます。8,000円です。

○副議長（下元昇君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） それでは、41ページ、農道・水路改良工事の2,040万円の減額の件でした、工事請負費の。計画していた当初予算では、要望額全て国のほうに申し込んでおりましたが、割当て減がこの金額となりましたんで、今回減額と。国の割当て予算が付かなかったと。理由としてはそうです。

それから、48ページ、がけ崩れ対策事業ですが、これも、当初では予算を見ておりましたが、今年も結構雨による災害等で、家の裏が崩れてがけ崩れの申請というのが、現在、8件以上来ておまして、その見込額で計上させていただいております。といいうことで、あと追加が4,000万円必要だと。

それから、49ページの町産材活用利用促進事業でございますが、これ、当初予算では、町産材活用利用促進事業の分は、5件の当初予算で進んでおりましたが、申し込みの分がなかなかありまして、毎年20戸ぐらい、平均でこの補助事業は進んでおりますんで、この補正で追加分が750万円と。あと5件分は、また今回の9月補正の対応といいうことで計上させていただいております。

それから、崖の分の個人負担率のご質問がありましたが、個人負担率につきましては、家の裏が実際崩れて、住家の場合ですが、崩れておる場合、現場が崩れておる場合につきましては、10%負担と、個人の方が。そして、崩れそうな、5m以上の高さの裏山といいうか崖がある場合の住家の場合は、予防といいうことで、25%負担です。もともと県単事業でございますので、県が50%は見てくれますんで、あと残り分を個人の方と町のほうで負担しておる、いいうような負担率となっております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 42ページ、林業振興費13節委託料、この86万4,000円の委託先はどこかということと、現地はどこであるかということのご質問でございます。

委託先は森林総合研究所でございます。現地のほうは四万十町大道ササでありまして、
P34訂正あり
委託の内容としましては、作業道開設、支障木などの測量、調査費用というふうになっております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 2番林建三君。

○2番（林建三君） 最初に、まず還付金の問題。全部で合わせたら300万円ちょっと。すごい還付金じゃなと思っております。この中で、前も言ったことがあるかもしれんですけど、今、新聞をにぎわしているのはオレオレ詐欺。特にこういう金が、詐欺師に言うたら、私は詐欺師じゃないけん分らんけんど、詐欺師にとったら、おお、これはええ材料じゃなと思うて、内容が子どもとか年寄りの関係も出てくると思う。年齢別は分かりませんが、その中で、どういう方法で還付金、返戻金を返していくのか。その内容をちょっとお示しいただきたい。

それから、工事費の関係、41ページになりますが、農道・水路の関係ですが、何か割当てがつかないというようなことになったみたいな感じですけど、この件については、よく課長の答弁、分かりました。

それから、42ページになりますが、分収造林ですが、この件について、ちょっと、私、分からんところがあります。森林総合研究所というのは、ちょっと内容が、どんなところにやらすのか。研究所というのはいろいろあると思います。その、ちょっと内容、それから場所として大道ということが分かりましたが、ひょっと私、この分収林の関係は、うちにやっちゅう官行造林の関係かなと思っちゅうたけど、ちょっと勘違いしてとりましたが、もう一回内容をお知らせください。

それから、48ページのがけ災についてですけど、8件ぐらい見込みで来ていると言っておりますが、これについて、課長のほうから説明がありました。予防とがけ災については、10%と25%、予防がそれでいう話がありましたが、この場合に、課長、聞きたいところは、山のほうが崩れてきたという関係はわかりますが、もし、庭の辺の石垣、石垣いうたら悪いですけど、それが崩れた場合に該当するかせんか、がけ災として。それをお聞かせ

いただきたい。

それから、49ページの町産材活用利用促進事業の件ですけど、内容的に町産材と認める場合です。市場から買ってきて、製材所へやって、製材所の証明が要るとか、その内容が分かりませんので、はっきりした内容をお示してください。

○副議長（下元昇君） 税務課長永尾一雄君。

○税務課長（永尾一雄君） 還付金の支払方法ということで、前にも議員のほうから質問があったというように思っておりますけれども、今回ということでございます。

税務課におきましては、還付金というのは、確定申告で所得が減少したという場合に、課税が減額となるということで還付するわけでございますけれども、それにつきましては、還付される金額の課税額の状況等を示したものを、本人に通知をいたしまして、口座振込み等でできる場合には口座振込みの番号を記載したもので、捺印の上、返送してもらって、口座振込みをしておりますけれども、また、窓口還付、本人においでいただいて、窓口でそのまま還付する場合もございます。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） すみません。先ほどの答弁、少し訂正も交えて、ご説明を申し上げます。

こちらの先ほど議員がおっしゃられました森林総合研究所、今回の分収の契約につきましては、土地所有者が40%、それから造林者、いわゆる町が10%、そして被用者負担、これが森林総合研究所になっておりますが、50%の分収契約になっておる事業でございます。

先ほど委託先、私、森林総合研究所と申し上げましたが、委託先は森林組合になる予定でございますので、そちら、訂正をさせていただきます。

以上です。

○副議長（下元昇君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） まず崖崩れのご質問でしたが、先ほど自分が説明させていただきましたのは、家の住宅の裏が山手側の説明が、一番多い場合が山手側ということでしたが、議員ご指摘の前側、家の前が、庭先の石積みとかの場合がどうなるのかと、補助の対象になるのかというご質問だったと思います。

いろんなパターン、ケース・バイ・ケースありまして、当然高さ等の絡みとその角度の分の高さや角度について、庭先の場合も、今まで適用になった場合もございますので、も

しそういう案件や事例がありましたら、一回相談してもろうたら、現地へ行きまして、見て判断をさせていただいて、その個人の方と相談させていただきますんで、またよろしくをお願いします。

それから、木材補助の内容、証明等はどうなっているのかというご質問だったと思います。

これについては、もう平成22年度からスタートいたしまして、町内の森林組合、そして建築業者、製材業者等々と、密な打ち合わせをしましてスタートいたしております。その証明については、利用される方が証明書を、町内であれば森林組合とか六反地の共販所、町外であれば愛媛県側にある大木坑木等によりまして、証明書を確実につけております。その中身については、伐採した山とか地番とか、旧の所有者等の名前も入っておりますんで、確実な証明になっているかと思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 2 番林建三君。

○2 番（林建三君） 何点か煮え落ちんところがあります。

がけ災について、課長、相談しに来てもろたら、見てからという返答があったように思いますが、これ、該当するがですかせんがか、そんなもん相談しても、該当せんもんじゃったら、なっちやならんと思うがですけど、どうですか、その辺。

それと、それから町産材の活用についてですけど、一応森林組合、共販所、製材の3者から証明書をもらったら、町産材として認めていると。私、この間、松葉川地区、議員で、年に2回、地区回りをしよるがですよね。その中で、松葉川地区の住民から、ちょっと話がありました。自分ところの山の木を切って、伐採して、製材へ持って行って製品にして、家を建てたけど、何にもこういう町産材のあれはないのかというあれをもらいました、本人から。いや、それはちょっとあるがじゃないかなと思って、思っちゅうけど、その該当するかせんかよね。言うたら、自分ところの山を切って、製材へ持って行って、それからその辺、聞かないかんとは思いつたけど、立場的に、今日、質疑できるような立場ですので、その辺、該当するかせんか。それから、減免措置は、個人で建った場合、町産材で建ったら、それはもう全然ないがですか。それをお聞きしたいと思います。

○副議長（下元昇君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 崖の話ですが、最初、まず庭先とかについても該当になります、ケース・バイ・ケースですけど。それは、まず住宅の真ん前、真横とか車庫とか物置

とか倉庫とか、いろんなパターンが、それぞれ、各皆さん、家によって違いますんで、まず最初に、一回、そういう事態がありましたら、すぐに電話でも構いませんので、相談していただければ、ちょっと見て判断しかねる部分もありますんで、分かる者が出て行って、実際、写真を撮ったり、いろいろ角度を測ったりしますんで、高さ等も。まず言うてもらえれば、該当になるやつについては、必ずうちのほうで申請も県のほうへしますんで、よろしくお願いします。

それから、木材補助の件でしたが、自分ところの山の木を自分で切って、製材して、自分が家を建てたと。当然、申し込みの段階で、常に建築業者いますか、大工さん、今、ほとんど町内、平成22年からやっていますんで、普通、大抵確認申請等もありますが、大工さんについては、この補助事業があるというのは承知しているはずです。その場合、大工さんのほうからも申請が来ますんで、確実にうちは対応は、今回の予算も750万円、5件分追加しておりますんで、申し込みがあれば、その議会、議会で補正予算として追加しておりますんで、その場合は、どっかが漏れちゃったか、気がつかなかったんじゃないかと思えますんで。

それから、非課税、減免とかいう話が出てと思いますが、この建物については、通常、この補助事業については、うちのほうの減免はやっておりません。

以上です。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

13番槇野章君。

○13番（槇野章君） 一点だけお伺いします。

補正予算の2ページ上段です。街頭防犯カメラ等設置事業ですが、本町には、小学校が12校、中学校が5校あると思いますが、もう少し安いカメラを買って、全校設置したらええと思いますが、この8校に選定した選定基準についてだけお伺いをいたします。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） お答えさせていただきます。

今回の街頭防犯カメラ設置事業につきましては、その中の子ども見守りカメラということとで4件、来年度も4件ということで、予定を上げているところです。選考基準というところでございますが、子どもの通学路や遊び場等における安全対策ということもありましたので、教育委員会のほうに照会させていただきまして、教育委員会のほうで、各小中学校のほうに募集もしていただきまして、その中で、今回の4校ということを決めたところ

ろでございます。

以上です。

○副議長（下元昇君） ほかにありますか。

14番武田秀義君。

○14番（武田秀義君） 補正予算資料の1ページ上段の県職員住宅の取得事業ですが、1棟4戸の利用状況ですか。実際に全部埋まっておるのか。埋まっておるなら、どういう若者とか、そういった定住の分で使われておるのか。その辺の内容を教えてください。

続いて、2ページ下段の配食サービス事業ですが、この内容を見てみると、今年度15人で350円の2食の182日となっておりますが、これ、実際、ちょっと私も知らなかったんですが、これの配食を、多分四万十町全域から募集されるのやと思うんですが、たった15人の配食サービスを、どのような方法で配食をするのか。また、誰が15人に届けるのか。その辺の配食サービスの内容を少し教えていただけたらというように思います。よろしくお願いします。

○副議長（下元昇君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 成果説明の1ページの上段の部分ですが、現在、県のほうから年間の使用料ということでお借りして、その相当額、月1万円になりますが、それでお貸しをしようということで、入居の状況ですが、一応4戸分ありまして、移住者2人と地域内の方ですが、3戸は埋まっているという状況です。よろしいでしょうか。

○副議長（下元昇君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 配食サービスについてご説明いたします。

現在の配食サービスの利用者ですけれども、今のところ、この補正に上がっているところは3人から4人となっておりますが、配食のサービス自体は30食から40食出ております。その中で、新たな配食サービスの事業者の対象になろうという方が、人数を見込みまして、その7割5分ぐらい見込みまして、その中でも、要支援の部分は特別会計のほうでまた配食サービスがありますので、その人とそうでない人の割合を、一般会計では15人、特別会計では12人と見込んで、予算を計上させてもらっています。

今のところ、配食サービスを行っているのは、障がい者施設をやっておられるオイコニアと、十和のほうに2業者だけになっておりますけれども、それこそより多くの栄養バランスのとれた食事を必要とされている方に、配食を提供するというのが目的となって

おるところと、それから、細かい前のサービス要綱から改正したところがありますけれども、各地域に参入できる事業者を増やしたいというところもありまして、今度の補正となっています。

ちょっと今、改正をしたというところを申しましたけども、従来の要綱から申しますと、利用の対象者から、前は町民税非課税の方でないとかだめですよというところがありましたけども、その要綱はのけました。それから、利用者負担を400円いただいていたけど、300円以上にいたしております。それから、今、町の補助のほうは、現行250円ありますけれども、1食につき上限を350円というところにしたところがございます。

以上です。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 予算資料から三点ほど質問をいたします。

初めに、予算資料の3番の上、介護ロボット等導入支援特別事業についてですが、まず、この介護ロボットを民間の施設が導入する者へ補助して、よく普及していくための補助事業だと説明していますけれども、この補助事業の企画のきっかけは何かということが一点です。

それから二番目に、介護ロボットはいろいろと使用目的によって種類があるのではないのでしょうか。とりあえずどういう種類のものか。また、どこが導入しようとしているのかお聞きしたい。

それから近隣地域で、既に導入している事例はあるのか。費用の精査を、使い方、よいものか調査はできているのかという点についてお聞きしたい。

それから、もう一つ、5ページの上段で複合経営拠点支援事業、3か年事業となっていますけれども、これはどういうものか。それから、事業主体はどこか。目的は何か。もう少し具体的に説明していただきたいと思います。

それから、最後に、その下なんですが、5ページの下、新規就農者定着促進事業について、この事業は平成22年県単独補助事業を活用して導入、平成24年から人・農地プラン関連事業として、国事業が創設され、国・県事業を活用して実施しているとあります。平成28年から事業名が変わっていますが、この事業の実績と内容について説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

まず、3ページ上段の介護ロボット等導入支援特別事業ですけれども、事業の根拠となるものということではありますが、これは、平成28年度、平成27年度の補正予算の繰越分になりますけれども、地域介護福祉空間整備推進交付金、国の交付金であります。介護ロボット等導入支援事業特別交付金というものであります。町が窓口となって、直接、トンネルと言いますけれども、事業者のほうへ交付するという交付金になっています。

種類はというところでありました。一応想定しておったのは、介護の事業者が腰とかへ付けて、立ち上がったるときに楽になるような道具です。今回の場合は、ロボットアシストウォーカーと言いまして、電動の歩く訓練とかのときに使うロボットでありまして、歩く訓練用に使うものであります。

それと、この事業は、当初、うちのほうでも800万円程度予定をしておりましたが、全国で相当数の申し込みがありまして、交付金のほうが随分削減されましたので、回ってくるお金が少なくなりましたので、当初予定しておった事業者用の介護ロボットというのが、ちょっと導入ができなくなりましたので、歩行訓練のほうのロボットの導入を予定しております。

事業者につきましては、1事業者、手を挙げてくれている事業所がありますので、そちらのほうには補助ということになります。

以上です。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） まず、5ページ上段の複合経営拠点支援事業についてご説明を申し上げます。

まず、この事業の事業主体はということでしたが、仁井田のほうでできております集活センターの仁井田みらい会議の中の農業支援部会という部会がございます。そちらのほうP47訂正ありが事業主体になる計画でありまして、この事業の目的といたしましては、高齢化が進む中山間地域の農業を支えること、それから中山間地域の豊富な資源を生かした農産物の生産に取り組み、農業で稼ぐ仕組み、こちらのほうをつくっていこうという取組の事業でございます。

今回は、農業支援部会が中心となりまして、新しい法人の設立を目指しておりますが、まず、校区単位での連携等を、今、協議しているところでございます。

今回の補正予算は、先進地の事例研修でありますとか、講師招へいによる営農計画を含む事業計画策定のためのソフト事業というふうになっておりまして、以降、平成29年度、30年度につきましては、実は平成29年度、30年度には、大正・十和地区の同じくこういう複合拠点に取り組む事業計画もありまして、これは四万十のらりと申しますが、そちらのほうの事業計画も盛り込んでおりますし、一定事業費が膨らんでおりますが、平成29年度には今年入れる仁井田みらい会議の農業支援部会がつくる計画、こちらの方が計画によって、一定ハードのほうも導入していきたいという計画がございまして、この金額については、今のところ、まだ全然精査ができておりませんので、恐らく精査が進めば、この金額から下がってくるという予想ですが、今のところ、枠いっぱい金額をとっておるというところでございます。

続いて、下段の新規就農者定着促進事業で、新規就農研修支援事業、こちらについてでございますが、こちらは、平成28年度に県のほうで新規にできた事業でございます。ですから、今年が初めてになります。

この事業の内容としましては、産地の親元就農を促進するため、認定農業者等がUターン就農した後継者等を研修させる場合に、支給する事業でございます。ですから、こちらの事業、1事業当たり、限度額が120万円となっておりますが、こちらは親に支援する事業ということになります。

ただ、こちらの事業を活用するためには、研修事業を3か月以上、例えば担い手育成センターで3か月でありますとか、3か月以上の外部での研修が必要であるということと、先ほど申し上げましたが、親も認定農業者であるということが条件になってきます。あと細かい条件がありますが、今回はそちらのほうは2件、要望が上がっておりますので、今回、補正をさせていただいたということでございます。

以上です。

○7番（岩井優之介君） 分かりました。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず一点目は、説明資料の中の1ページの下段です。人材育成の推進事業、これは、全員協議会の中でも、随分いろんな議員が質問をして、議論もしてきたわけですが、その中で、講師の方々、先生の方々ですが、現役の大学生が休学をしてまでも来て

くれるんだというお話がありました。これは、子どもにとっても、現役の大学生が休学してまでも来てくれるということで、大きな刺激もあるんだらうと思いますが、なぜそうやって現役の大学生が休学をしてまでも来てくれるのか。そこら辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

続きまして、2ページの上段、先ほども質問がありましたが、防犯カメラ等の設置事業であります。先ほどの危機管理課長の答弁では、今回のこの2年間で設置するのは、8校全部学校だという答弁だったと思いますが、学校以外での防犯という視点での議論はあったのかなかったのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

そして、その下の下段、配食サービスの事業ですけれども、何となくは先ほどの説明で分かったんですけれども、様々な理由で調理が困難な高齢者の方々に、配食のサービスを拡充していこうという事業だったと思いますが、課税世帯の区別をしないように、今回のやつはしていくんだといったことだったと思います。

それで、1食を350円を上限に、この分は公費で負担をしていくんだと。別途300円以上は自己負担をするんだと。ちょっとそこら辺の説明が分かりにくかったんで、もう一遍その説明をしていただきたいと思います。

そして、12ページの上段です。窪川中学校の外壁の補修事業です。子どもたちの良好な学習環境の改善、安全という視点だというふうに書いてありますけれども、今回のこの外壁修繕ですけれども、この予算額を見てみますと4,500万円。大きな修繕、補修になっていくわけですけれども、この外壁の補修をした後、これまでも耐震の工事もしっかりとやってきてますし、その後には、校舎の中の設備関係の耐震の工事もきちんと進めてきているわけですけれども、大きな今回の補修をした後、この学校の現状はどんなふうになっていくのか。これでもう万全の形ですよという形になっていくのかどうなのか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

最後、13ページの上段です。放課後子どもプラン推進事業ということで、窪川小学校に新たに放課後の子ども教室を開設するという事業でありますけれども、窪川小学校は、今までもうり坊クラブという形で、子どもの放課後体制を整備してきていたわけですけれども、そういったうり坊もある中で、今回、保護者の方々からどんな声が上がって、この放課後の子ども教室を開設せないかんことになってきたのか。そこら辺を聞かせていただきたいと思います。

そして最後に、その下段ですけれども、四万十会館の空調システムの改修事業ですが、

副町長からの説明やったと思いますけれども、今回は四万十会館の空調設備を抜本的に改修するんだというお話やったと思います。ほんで、その中で、電気式の空調システムに抜本的に改修する。大きな工事として改修するんだということだったと思いますが、電気式のほかにもやり方みたいなものが、候補として上がって検討されたのかどうなるのか。そこら辺を聞かせていただきたいと思います。

○副議長（下元昇君） 政策監山脇光章君。

○政策監（山脇光章君） まず、説明資料の1ページからの人材育成推進事業の中の公設塾の講師でございますが、今の予定としては、業者に3名の講師、そして残り4名は地域おこし協力隊で募集をさせていただきたいと思います。その地域おこし協力隊の中には、現役の学生も来ていただける可能性もあります。現に、島根県津和野町では、休学までして、1年間塾の講師として来ていただいておりますので、そういう現役の大学生との交流、特にこの田舎では、出会いの少ない高校生ばかりですので、この交流によりまして、新たなきっかけづくり、学力以外の知識を学ぶことを優先して、都会から若者を講師として呼んできたいという構想であります。

以上です。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 今回の防犯カメラですが、学校にはいろいろな議論があったというところでございますが、この事業につきましては、今年度に入りまして、窪川警察署のほうから防犯カメラの設置いう補助事業がありますが、付けませんかということから始まったところでございますが、ある一定四万十町で何基ぐらいの予算が確保できる見込みということから始まっておりまして、まず、いろいろ検討したところでございます。学校関係、そして駅前等とか公園等も検討したところですが、まず、教育委員会のほうに照会して、募集したところ、結構件数が出てきたことから、今回は学校の校門近くの4か所というところにしたところでございます。

大正の駅前とか、中学生がよく集まる場所なども検討したところですが、今回については、募集のあった4か所というところにしたところでございます。

○副議長（下元昇君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

利用の対象者でございますけれども、該当する方につきましては、「身体上、精神上又は環境上の理由により、調理が困難な者、うつや認知症などによりヘルパーでの支援が困難

な者」いうところは、前の要綱とも変えずにいく予定です。その要綱の中の条件として、「四万十町に住所を有し」、前の要綱でいきますと、「町民税非課税世帯に属する者」というところになっていますけども、ここを除くというところであります。

それから、350円公費、300円いうところがありましたけれども、そのところは、今は配食サービスにつきましては、1食650円という固定でやっておりまして、町の補助は250円、個人の負担は400円となっています。それを、利用者負担を400円から300円以上ということにいたしました。それから、それに伴って、町の補助を上限が350円ということになります。ということは、それと同時に650円を取っ払いたいと思いますので、1食が500円のときもあろうかと思います。700円以上になろうかと思いますが、ちょっと自由競争的なところも導入したいというところであります。

以上です。

○副議長（下元昇君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 窪川中学校の外壁の補修事業ですけれども、これは、現在見られる劣化現象というものは、ひび割れとか、それから浮きとか欠損、それからシーリングの経年劣化等ございまして、これが、将来的にはコンクリート内部の鉄筋がさびて、膨張して、周辺のコンクリートを押し出し、落下させるおそれがあるというものでございます。

この工事をしますと、それぞれの劣化現象の抑制効果が期待できるということで、実施して行くものでありまして、今、質問ありましたことにつきましては、長寿命化であるとか建て替えとかいうことにつきましては、議員のほうも前に質問もございましたけれども、今後、計画的にまた検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 13ページの放課後子どもクラブ推進事業についてお答えいたします。

窪川小学校には、これまで放課後の保育に欠ける小学生を対象に、いわゆる学童保育というのがございまして、施設的に収容し切れないということになりまして、新たに放課後の子どもの居場所づくりということで、保護者のほうからも要望があって、今回、補正に上げさせてもらって、木工教室の改修を行いまして、仕切って、そこで子ども教室というのを始めるということで、工事費と備品の購入費を計上させてもらっています。

それと、次の四万十会館の空調システムの改修事業ということですが、四万十会館の空調システムにつきましては、6月の下旬からちょっとエラーが発生して、冷房が使用できないという事態が起きるようになりました。建設後22年目に入って、給水式冷温水器が、空調の本元が経年による劣化が進んでいるということで、これまでの方式か別の方式かということで、ちょっと調査をしてもらったところ、ランニングコスト等を考慮すると、電気が有利ということが、調査の結果を得ましたので、電気による熱源機ということに変更するものでございます。

今もう、いつ停止するかというようなことも、ちょっと心配しながら運転している状態でありまして、改修を行いたいということで、今回、補正予算のほうに計上させてもらっています。

以上です。

○副議長（下元昇君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 説明がございました。

1ページの下段につきましては、まだどんな方が来るか、どうも確定はしていないということなのかなと思いましたが、大学生も大学を休学してまででも来てくださる方もいるかもしれないというような感じの答弁だったと思います。

私も津和野町のほうへちらっと一緒に見に行かせてもらってましたが、そのときに、現役の大学生の方が実際、何人もおいでで、聞かせてもらったのが、今は、大学を休学してでも、子どもに教えるとかということをキャリアとして自分も身につけられる制度に乗っかって来させてもらったという大学生の声もありました。

そういったやる気がある大学生に、子どもたちに出会ってもらおうということは、非常にいい制度をつくろうとしているのかなというふうに思いますんで、そういった方にも来ていただけるように、是非担当のところからも進めていっていただきたいなというふうに思います。

2ページの上段の防犯カメラにつきましては、今回は、募集に応じてくれた学校の8校に設置するということだったと思いますが、今、様々な事件が方々で起きているわけですので、学校にだけ聞くのではなくて、そういう犯罪に非常に注意をしている警察関係なんにかにも、いざということの備えとして、警察とかそういうところとも協議をしながら進めていくべきではないかなと思いますが、そこら辺をどう考えるか教えていただきたいと思っています。

そして、配食サービスのほうはよく分かりました。ほんで、町のほうの負担も少し上げたということ、それから業者のほうにも、金額の自由度を設定することで、業者間のほうも競争意識を持って業界間を増やしていきたいという趣旨と理解をさせていただきました。

それから、12ページの上段の窪川中学校の外壁工事、補修ですけれども、課長が答えてくれたように、この補修によって万全となったのであれば、耐震も済んだし、そうやって外壁補修によって、そういう万全な体制になるんであろうから、長寿命化の方向でいくのか、建て替えの方向にするのか。そこら辺の議論がどういうふうになったのかということを知りたかったわけです。これから議論をするというようなことだったと思いますけれども、教育長にしても町長にしても、学校を長寿命化でいくのか、整備というか補修、万全の体制になってきているわけですから、そこら辺をどういう考え方でいくのかなということと、町の考え方を聞きたいなというふうに思ったわけです。

そして、最終ページの放課後子ども教室の件ですけれども、今までは、そうやって保育に欠ける子どもたちをうり坊クラブで見てきたわけですが、それ以外の方々も放課後の子どもたちの居場所ということで、保護者の方からの声もあって、この放課後子ども教室を、新たに今回開設するように整備をしているということで、説明、よく分かりました。

ただ、うり坊とこの放課後子ども教室とは、運営の仕方も全然違います。それから、保護者が負担する負担の料金も違います。それから、所管する課、担当課も違うと思うんです。そういったところから、保護者の中から不満の声が出てこないのかなというようなところを気にする議論はなかったのかなということと、議論があったのかなかったのか。そこら辺を聞かせていただきたいと思います。

空調システムについては分かりましたけれども、ほかのやり方の候補はあったのかなかったのか。そこだけを聞きたいなと思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 今回の防犯カメラのほうでございますが、警察からの話があったということもありまして、教育委員会に照会をかける前は、警察署のほうともいろいろ協議したところですが、とりあえず今回は教育委員会のほうへまず照会させてもらおうかというところで始まっております。当然、警察、そして補導センターとのほうの協

議はできませんが、そういう関係団体とも協議しながら、来年度についてはまだ確定しておりませんので、そういう点では、警察、教育委員会、そして補導センターなどとも協議しながら、設置場所も決めていきたいと考えております。

○副議長（下元昇君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） 12ページの窪川中学校の外壁補修事業ということでございまして、先ほど課長、お答えをさせていただいたところもございますけれども、教育委員会としての考えというところを述べさせていただきますと、昭和40年代初めに建設をされました小学校、中学校など、非常に建設年度が古いものが多いでございます。老朽化というところも進んでおりますけれども、耐震化であるとか設備のほうも更新もして、非常に良くなってきているというところは、これは言えるところかなと思っております。

そういったところで、万全の形になっておるかということでございます。今現在は、先ほど申し上げたとおり、耐震化等は行っておるわけでございますが、ただ、本当に校舎等の、またプールであるとか体育館であるとか、そういったものも非常に古くなってきているところもあるわけでございます。

窪川中学校だけで申し上げますと、昭和47年の建築ということでございまして、44年も経過をしてきているということでございます。今回は、施設が非常に危険だということ、人的被害があってもいけませんので、安全・安心というところをまず優先に、緊急かつ適切な方法で修繕等を行ったということになってきております。今回はこういう形でいくわけで、またいかせていただきたいということでございますが、先ほど言ったように、長寿命化ということもありましょう。また、改築、建て替えというところもあろうかと思えます。今、やはり人口減少、児童・生徒数も減少してきおるというところも踏まえて、教育委員会も計画的な検討、そういったところをしていかなければならないという現状になっております。

以上でございます。

○副議長（下元昇君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 放課後子どもプラン推進事業の中の学童保育と放課後子ども教室の違いというたら、片や学童保育のほうは厚生労働省の所管の事業で、負担金をとって運営をしておりますけど、放課後子ども教室のほうは保護者負担金なしでの運営ということになります。

学童保育のほうに、ほんとやったら、みんな入って、保育のサービスを受けられるよう

な状態になったらいいんですけど、施設的な受入れの収容人数というか、それをオーバーしてしまいますので、それをあぶれたというか、外れた者が、その保護者の皆さんが放課後子ども教室の運営をして、放課後の児童の居場所づくりをつくりたいということで始めたわけです。（P48訂正あり）

ほんで、両方とも放課後の児童を見るような形にはなるんですけど、子ども教室のほうで、放課後教室のほうから入れなかった保護者が、放課後の居場所をつくりたいということで、要望が出てきたということです。

それと、四万十会館の空調システムの改修事業ですけど、A重油の方式と電気方式ということで、二つの方法で調査をしてもらって、電気方式のほうがランニングコストが安いということで、電気方式のほうを取り入れるようにしております。

○6番（下元真之君） ありがとうございます。

○副議長（下元昇君） 質疑の途中ですが、ただいまより休憩をします。午後は1時半から再開します。

午後0時08分 休憩

午後1時30分 再開

○副議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入る前に、農林水産課長より、7番岩井優之介君の質問に対し、訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 7番岩井議員の午前中のご質問で、予算資料5ページの上段、複合経営拠点支援事業につきまして、事業主体はいずれかというご質問がございまして、私、地元の組織であるというふうにお答えいたしました。平成28年度、今年度のソフト事業につきましては、こちらは町が事業主体の事業になります。そして、次年度以降、ハード等がある場合は、地元の組織ということになりますので、ソフト事業につきましては、町が事業主体ということになりますので、その点、訂正をさせていただきます。

以上です。

○副議長（下元昇君） 続いて、生涯学習課長辻本明文君より、6番下元真之君の質問に対し、訂正の申し出がありますので、これを許可します。

生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 朝の6番下元真之議員のお答えに、ちょっと十分になってなかったということで、付け加えをさせていただきます。

窪川小学校のほうに前からあった学童保育については、保護者が労働等によりまして、昼間家庭にいない小学校に通学している児童に対して、授業の終了後に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図っていく事業です。

そして、今度開設しようとしている放課後子ども教室は、地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、緊急かつ計画的に子どもたちの居場所を確保し、放課後や四万十における様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援するものであります。

学童保育のほうは厚生労働省所管の事業で、保護者の負担金が要るようになりますが、子ども教室は文科省の所管の事業で、保護者負担金なしでの運営となっております。子ども教室は、放課後の児童の居場所づくりということで、保育に欠ける要件は必要としておりません。放課後に、児童が保育に欠ける要件なしで、誰でも利用できる事業ということになります。制度が双方違うため、保護者にどちらかを選択することができるようになりました。

そして、負担金についての議論ということやったと思いますが、それに対して、保護者会のほうで話し合いもされて、保護者のほうも納得しているというふうに思っております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 以上で終わります。

これより質疑を再開します。

ほかに質疑はありますか。

17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 一点だけ、これは農林水産課長に聞きたいというように思います。それと、町長の考え方も聞きたいわけですが、私、分からないところがありますので、教えていただきたいというふうに思います。

栗再生プロジェクト推進事業の中で、農業クラスター支援事業補助金という形で出しておりますが、私は非常に区分が分からなくなってきましたので、そのところの聞きたいなということで、質疑をしよるわけですが、クリは、私は特用林産かなというふうに思っております。それも農業クラスター支援事業で取り扱っておりますので、特用林産といわゆる農業との違いの中で、こういう形で区分が、農業と一緒にいるというような

形の中で助成をしていくと。これは県がやっている事業みたいですけど、クラスター支援事業というのは。これは、どういうふうに私が解釈をしたらええのか、その点を教えていただきたいと。

そういう中で、これは余分になりますが、特用林産については、ほとんど補助金がないという中にあって、特用林産であっても、農業から助成ができるのかどうか。その点をお聞きしたいというふうに思います。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） クリが特用林産物であるのか、または林業サイドの特用林産物であるのか。また、農業サイドでクリという判断をしているのかというご質問についてであります。実は、私も、農林水産課長に就任いたしまして、林業の担当者に、私もクリは特用林産物か、それとも農業でいうところの果樹類かという質問をしたことがあります。実はその区分は、当然、特用林産物上のクリもあるし、農業サイドではやっぱり果樹としてのクリの取扱いもあります。

その区分が非常に明確に、これはもうこちらの区分というふうに区分はされていないというふうに、私も感じています。当然、クリにつきましては、山間地に植える場合もありますし、農地のほうに、今、おろしてきて植える場合もあります。ですから、その辺は各事業によって使い分けをしておるのが、実態でございます。

お答えになってないかもしれませんが、そういうような状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 17番酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） 予算化をする段階において、やはり行政のほうでも、予算の査定の中で、こういうふうな特用林産については、非常に以前、私は条例の関係では反対したわけですが、両方にまたがっていると、クリの場合は。他の物については特用林産だけでしかないというようなところがありますので、そのあたりを、例えば町のほうである程度そこら辺を臨機応変な対応ができるような取組はできるのかできないのか。その点、一点だけ聞きたいというふうに思います。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） ただいまのご質問がありました特用林産についての今後の振興策とかいうことになろうかと思いますが、現在、過疎債を使って、特用林産物の

事業等についても、現在も取組は行っておりますが、議員おっしゃられるとおり、事業量といたしましては、農業分野の事業量のほうが圧倒的に多いというのは、これはもう現実でございます。

当然のことながら、やはり合併しましてから、それぞれの地域特性というのがあって、それぞれの地域特性を生かした農業の振興も図っていくというのが、方針でもありますので、当然、特産林産物の振興についても、今後はやっぱりきちんと検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありますか。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 三点、お伺いをしたいことがあります。

まず1項目めが、資料のほうの2ページの上段ですが、これは、危機管理課長、大変何回も畳みかけての質問で恐縮なんですけども、いろいろ各議員からの防犯カメラの設置の件についてはお伺いをしたり、場所の学校の関係やらはもう十分説明をいただきましたので分かりました。

私も、この資料を見て、最初、違和感を感じたのは、学校の子どもの通学路、子どもたちの安全を守るために防犯カメラを設置すると。この事業が、所管が危機管理課ということであったので、何でかなと思いながら、目を通し始めておりました。結果の話、県のほう、いわゆる県警のほうからの予算配分ということで、今回設置をするんだということで、要は街頭の防犯カメラの設置要綱の範ちゅうに入るということでありましたので、それはそれとして、子どもたちの通学路の安全性を守る意味では、非常にいい企画であるかなということは受け止めたわけであります。

それで、ちょっと心配するのは、場所が、今回は教育委員会のほうに依頼をして、教育委員会のほうの学校の校門周辺ということで、場所設定が決まったわけではありますが、もともと子どものいわゆる防犯に絡めては、文科省のほうも一応出入り管理とか侵入管理ということで、防犯カメラを設置していきなさいというような、いろいろな指導がありやと聞いておりますので、本来ならば、学校教育課のほうがこういう手当をするべきかなという感じもするわけではありますが、設置をした後、これは県警のほうからのあれですので、捜査関係からの犯罪の目的等々については、それは一応提出をせないかんということでもありますし、これは何か継続的に設置をして、録画機能をつけるということでもあります。

で、果たして所管が、危機管理課からの設置ということになりますが、場所は学校の校門等々になりますので、そこらあたりの今後の維持管理、それから県警からあるいはそういった緊急時の対応はどういう形になるのか。まず一点、ここの部分でお伺いをしておきたいということでもあります。

それから、もう一点です。同じ資料の11ページの上段になります。内容は、耐震化の関係ですね。ここも危機管理課の所管になります。これは、先ほど9番議員、本日の冒頭に一般質問の中に触れられておりましたので、その場面場面で答弁いただいておりますので、この資料を見ながら一緒に聞いたことでした。ただ、確認をさせていただきたいのは、その中で、今回はこの事業の目的というのは、緊急時の輸送道路の避難時の確保をするということで、老朽化した住宅の除去ということと、国道381号線沿いの建築物の耐震化をするということで目的に書いてありますので、現在、今回の事業の内容においては、緊急輸送道路というのはどこのあたりの道路を指すのか。

それから、今回、国道381号線沿いということでもありますので、ほかにもルートはありますが、今回の381号線の建築物を耐震化あるいは除去するということですが、どこの場面、どういう地域なのかお教をいただきたいということでもあります。

それからもう一点、最後ですが、これはちょっと私も勉強不足で申し訳なくって、お伺いをするわけですが、予算書の43ページです。ちょうど中ほどに水産業振興費ということで、ちょうど真ん中です。負担金補助金及び交付金ということで、水産基盤ストックマネジメント負担金ということで84万円、今回は補正ということでもあります。補正前の金額が1,456万2,000円ということですが、この水産基盤のストックマネジメントという事業はどういうものなのか。今回、84万円の負担金が入りましたので、どういった意図でこれが負担になっていくのかということをお教え願えたらと思います。

以上三点です。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） まず最初に、防犯カメラの設置の関係でございますが、管理、対応というところでございます。今回は、街頭防犯カメラ等設置事業ということで、県の事業を受けて設置するということになります。今回4か所の予定につきましては、学校の校門付近ということになっておりますが、主に校門付近へ設置して、撮影場所については公共空間を撮影しなさいということになっておりますので、校門付近の入り口付近の公道等を中心になろうかと思います。そういう形で、今回は、管理等につきまして

は、危機管理課のほうで維持管理等を行っていくようになっております。対応につきましても、そういう案件が出た場合は、まず警察が主になろうかと思いますが、そういうことになりましたら、危機管理課のほうに来て、それと学校関係のありましたら教育委員会のほうも入っていただいて、内容を確認するようなことになろうかと思います。

続いて、沿道建築物の関係ですが、主なルートということでございますが、一応県が定めた緊急道路の部分ということになりまして、災害対策本部、本庁、それから各局へのルートが災害時の拠点ルートということになるので、今回は381号、それと、以前に設定したのが四万十町緑林公園が防災活動の拠点施設になっておりますので、高速をおりてからそこまでのルート、それからくぼかわ病院、大西病院が拠点病院となっておりますので、そのルートが、今回、県が指定したルートということで、その中にある古い、昭和56年5月31日以前で、倒壊した場合に緊急輸送路を塞ぐ可能性のある家屋等を調査しておりまして、その部分が今回対象となっているところでございます。

○副議長（下元昇君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 43ページ、水産業のストックマネジメント84万円は何かというようなご質問だったと思います。

これは、県の管理漁港であります興津の浦分漁港の長寿命化対策として、県のほうが測量試験というか、委託をかけてこれから長寿命化を図るための費用の840万円に対する町の負担金として、町が19節で負担するのが10%の84万円というような内訳になっております。

○副議長（下元昇君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 建設関係のほうは、十分承知しました。興津の浦分の関係の補強の関係ですね。ありがとうございました。

学校の関係というか、危機管理課の所管の関係で、防犯カメラについては、一応内容も分かりましたし、後々の管理については、今回、危機管理課ということであります。要は、公道といえども、学校周辺の校門でありますので、保護者が常時出入りする場所であろうかと思うので、校門あたりへやるということであれば、やっぱり児童の一つの見守りということでありますので、十分そういったことの事案が起きたときは、教育委員会でしっかり、その後のフォロー、連携をとっていただかないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。これは、十分承知をいたしました。

それから、ルートの関係であります。今回は国道381号の庁舎関係、病院の関係とか

いうところではありますが、今回については、今回の予算の分において関連する昭和56年以前に建築された老朽した建物については、常時この予算の中でやっていくというところではありますが、恐らくはもう調査済みということですが、それで、該当の老朽化あるいはそういう取壊しの家屋というのは、現実にあるんでしょうか。そこだけ聞いておきたいと思います。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 補正予算資料の11ページ上の下段、非常に見にくくなっておりますが、この中身は耐震化促進事業ということで、一般住宅等の耐震も入っております。現在、質問がありました危険住宅ですが、当初の緑林公園、それからくぼかわ病院等のルートの中には、7件ほどありました。それから、今後、新たに国道381号で出てきたところには62件の建物が、一応候補といたしますか、上げられているところです。その中の、今回、県の説明等も受け、取壊し、耐震等の事業を行ってこられるだろうというところで、7件ほど今回上げているところでございます。設計は、7件上げているところでございます。

○副議長（下元昇君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 取壊し対象あるいは耐震化する家屋というのが、数が出てますので、結果、取壊しをするというところの家屋というのが何件かあって、それはもう了承済みというか、空き家等々も中にあるという想定もあるわけですが、このあたり、再度もう一度確認しておきたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 今現在、耐震化に向けて1件の方が耐震診断を行っているところでございます。今回、補正の分につきましては、先ほど設計のほうには、診断のほうは8件上げておりますが、61件のうち8件程度が、ちょっとこの制度に興味があるということで、今後、耐震診断を行っていくというところで補正計上させていただいているところでございます。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

8番水間淳一君。

○8番（水間淳一君） まず、予算書の19ページの9節の普通旅費について、127万2,000円。これが旅費として出ておりますが、何名で目的地はどこなのか、それから目的は何なのかということを、説明をお願いしたいと思います。

それで次に、同じく予算書の22ページと23ページですが、22ページの16節原材料費ですが、集落支援金用活動原材料費10万円についての説明と、同じく23ページで四万十町国際交流促進事業の補助金30万円。これについての説明をお願いします。

○副議長（下元昇君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 予算書の19ページ、旅費の127万2,000円についてご説明を申し上げます。

この旅費につきましては、さきに発生しました熊本地震の復旧に対して、職員を派遣した旅費でございます。2人ずつ6班に分けまして、1班8日間から9日間の間、復旧の支援をしてきたところでありまして、延べちょうど100日間になりますけれども、100日間の旅費、宿泊費、日当等でございます。緊急を要しましたために、既決予算であります一般管理費の旅費の中から支出をいたしまして、今回、その部分が不足するということを見込みまして、補正へ計上させていただいたところでございます。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） それでは、予算書22ページの16節原材料費、集落支援員用活動原材料費でございますが、これにつきましては、今年度より仁井田地区の地域に対して、集落支援員というのを当初予算で賃金を計上しまして、採用しております。その方の活動のための原材料費でございます、その方がいる事務所の改造の費用ですとか、看板を立てる費用、そういうものに使う目的で計上させていただいております。

それと、予算書23ページ、四万十町国際交流促進事業費補助金でございますが、これにつきましては、四万十町地域国際交流促進協議会という団体があります。そちらのほうへの補助金ということで、今回計上させていただいております。目的につきましては、当初で、国際交流促進事業費補助金というのを20万円計上しておりまして、そのうち5万円は松葉川地区で開かれております国際交流の運動会があるんですが、そちらの団体の補助金が5万円ということと、先ほど言いました四万十町地域国際交流促進協議会のほうへの補助金15万円という形で、20万円、当初予算を計上しておりました。

ただ、今回、本町が友好協定を結んでおります韓国の高敞郡、こちらのほうから、町長に対しまして、高敞郡のお祭りに対してご招待というか、招待状が来ました。その中で、町長の訪問依頼と併せて、四万十町のPR活動をやってもらいたいということで、そちらのほうで、祭りの会場へブースを構えるということで、四万十町のPRを行ってもらいたいということで、町のほう、どういう形でやるか考えた場合に、職員が行って、なかなかPRい

うのも大変でしたので、協議会のほうにお願いしようということで、その費用に係る分を補助金という形で出そうと、今回計上しております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 8 番水間淳一君。

○8 番（水間淳一君） 前段の2件については分かりましたので、最後の30万円、国際交流の事業の補助金ということで、これは、向こうへ行くための、行って事業をするための補助金ということになりますかね。そのところ、もうちょっと詳しく。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 10月に高敞郡を代表するお祭りが1週間ほどあるということで、そこへ、向こうがブースというか出展するコマといいですか、そういう場所を構えてくれるので、そこへ町のほうから四万十町として出展する。四万十町の特産品とかそういう物を持って行きたいと考えておりまして、そういう物の購入費用とかに当たる部分でございます。

○副議長（下元昇君） 8 番水間淳一君。

○8 番（水間淳一君） 購入費用に充てるとのことですが、何名、四万十町から向こうへ行きますか。それを最後に。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） まだ今の時点の予定でございますが、町のほうからは町長、議長、それと私と通訳、それと国際協議会のほうに5名程度ということでお願いをいたしております。ブースのほうをお願いするということで、協議会のほうには5名程度の分を予算計上して、何とか行ってもらえないかというようなお願いになっております。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） すごく聞きたいことがたくさんあるんで、あまり質問一括答弁方式という方式がとられておりますので、いたし方ないので、それで聞かせていただきたいと思います。

まず、補正予算資料の1ページなんですけど、県職員住宅等取得事業ということで、これは町が取得したもので、これはもう町営住宅としての扱いはしないわけですか。で、移住者が対象なんです。でも、地域の方も1名入っているということで、家賃が1万5,000円、結構格安なんで、これは町営住宅とは別途の公営住宅、どういう位置付けなの

かということを確認させていただきたいと思います。

続きまして、同じ補正予算資料の5ページ、複合経営拠点支援事業というので、この事業概要を読んでまして、集落営農とあまり何か内容の違いがよく分からないですね。それで、私、実は仁井田のりん家のビアホールとかにもちょっと行って、ビレッジ影野のここに関わってらっしゃる方ともしちょっとお話しさせてもらったんですけど、運営主体に来年以降なるであろうという仁井田みらい会議の農業支援部会のメンバーは、今、集落営農をやってらっしゃるビレッジ影野のメンバーと、かなり重なっているのではないかというイメージがあるんですけど、その辺をちょっと確認させていただきたいと思います。事業内容が非常に似通っていて、よく違いが分からないですね。集落営農と複合経営拠点ということが非常に分かりづらいので、そのところを。

それから、続きまして、栗再生プロジェクト推進事業なんですが、ここにもやっぱり、酒井議員が同じような視点で質問があったんですけど、クリクラスターですよ。これ、特にクリだけを抽出というか、ピックアップしてクラスターやらなくても、どうせ農業クラスターというのがあるので、それでまとめてやることはできなかったのか。何か非常にちょっと印象として拙速な感じを受けるというか、農業クラスター支援事業というのがありますよね。それで一緒に、クラスターですから、同じ町内の農業クラスター、クリはほとんど果樹という、特用林産物よりか、実際としては果樹、要するにそういう物として農産物に近い扱いを受けているので、ここでクリクラスター、あえてやらなくても、農業クラスターの中でまとめて計画を立てたほうが、四万十町内農業クラスターという位置付けができなかったのかという視点ですね。それで答えていただきたいと思います。

それで、13ページ、放課後子どもプランなんですけど、これはあくまで伝聞です。確かなことではありません。事実確認したわけではありません。ちょっと私が耳にしたことなんですけど、放課後子ども教室において、何か例えばお習字とか英会話とかの素養のある先生が、子どもさんにそれを教えて、別途月謝をいただいているというのは伝聞ですね、あくまで。事実確認はしておりません。そのようなことを聞いたことがありまして、それはやはり、これは町に雇われている方の振る舞いとしては、非常に不適切であろうかと思いましたので、そのような実態把握があるのか。それに対する何かの対処が、過去にあったのかということの状況把握と事実確認についてお伺いしたいと思います。

それから、続きまして17ページ、新しい町づくり基金ということで、大正まちなかにぎわい交流拠点構想策定事業、右側に交流拠点構想策定業務委託料というのがあります。こ

の委託先、続いて同じなんですけど、下、総合振興計画策定支援業務委託、この委託先です。これを聞きたいと思います。

それと、続きまして18ページ、私、問いと答えは一緒に聞くほうが、自分で頭に入りやすいんで、この方式は、個人的には望ましくないと思っているんですけど、この方式しかないんで、仕方がなくやっております。

18ページ、四万十川対策事業ですよ。これ、ふるさと支援基金からの充当先一覧であります。非常にちょっと分からなかったのは、四万十川対策事業で、四万十川対策室職員人件費。人件費というのは、それこそ条例に基づいて支給されている固定費であるのが基本的な認識だと思いますので、四万十川対策室というのは、別に時限的に存在するものではないんじゃないんですか。町民環境課の一角にある施設なんで、その人件費というものが、この基金から、それもふるさと支援基金から充当されていることの位置付けが非常に分かりづらいと思ったんですけど。正規職員である可能性もあるので、正規職員の人件費がふるさと支援基金から出ているはずがないと思うので、その辺をちょっと確認させていただきたいと思います。

それから、まだあります。今度は予算資料で、これは樋口課長にこの会期中に答弁があったんですが、さらに聞けなく、自分で確認、納得することができなかった分野なんです。19ページ、議会の歳出の部分で、特別職共済組合負担金なんです。これは、総務課長の説明どおり、議員年金に対する短期給付、長期給付は年金とおっしゃいましたよね。それで、これは別にいつ廃止ということはないと。私は分からないんです。議員年金は平成21年に廃止になったにもかかわらず、公費による負担に終わりが無いとはどういうことか。非常に分かりづらいので、そのところを説明していただきたいと思います。

例えば普通の年金でしたら、現役世代の保険料が、高齢者、年金受給世代の受給に充てられているという賦課方式は理解しているんです。でも、議員年金制度はもう廃止になっているので、これが終わりが無いというのが非常に分かりません。そこについて、もう一度、再度伺いたいと思います。

それから、22、23ページ、飛びまして、全部地域おこし協力隊の住宅に関わる部分なんですけど、借上料というのが22ページに計上されておまして203万3,000円、それから次のページ、23ページに、今度は住宅費補助金10万円が計上されている。借り上げているんだったら、補助金は要らないんじゃないかと思いますよね。そこがよく分からない。そして、なおかつ地域おこし協力隊の住宅に関して、仲介手数料というものが発生している。

ちょっとページは分かりません。ごめんなさい。後のほうでした。

地域おこし協力隊の住宅は、この三つについて、どのような状況でこのようなものが発生しているのか。予算計上されているのか。そこのところを説明していただきたいと思います。

それと、40ページ、アドバイザー支援事業補助金です。これは多分農業クラスターに関わることではないかと思うんですけど、農業クラスター事業計画策定に関わる補助金らしくて、この策定計画の委託先とか決まっていれば、委託先を教えてくださいたいと思います。

それから、45ページ、奥四万十博推進事業費補助金。これは、クロージングイベントのための予算計上であるというふうに、説明はひとまずは受けておりますが、概要を見たときに、正直申し上げて、私は非常につまらない印象を受けました。これは、私の個人的感想ですので、それ以上の意味はありません。このクロージングイベントのプログラムは、どのように誰が考えて決めているのかということですね。どういうアイデアが持ち込まれて、このクロージングイベントの内容は、誰がどのように決めているのかという単純な質問なんですけど。

それから、52ページ、学校教育支援員嘱託報酬というのが出てきます。これ減額なんですけど、非常に分かりづらいのは、学校教育支援員と呼ばれる方々が、どういうふうにしてリクルートされているのか。つまり採用され、補充されているのかと分かりづらいですね。広報で公募されているのを見たような記憶もあるようなないような、ちょっと不確かなので、この方々がどういう採用経路をもって選ばれているのか。そしてまた、ある方が辞める際にはどのような形で補充されているのかということについて伺いたいと思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 質問事項がたくさんありますので、順次答弁を願いたいと思います。

十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 私のほうでは、予算資料の1ページの上段の県住のことですが、住宅の公営住宅の位置付けとか現在の状況ですけど、現在は、県のほうから年間幾らの使用料で、今、借って運営をしゅうところですよ。ほんで、今後の位置付けですけど、一応購入が終わりましたら、12月ぐらいになると思いますが、公の施設の条例を出

して運営していきたいと思っております。

それともう一つ、7ページの栗再生プロジェクトの農業クラスターとしてできなかったかということなのですが、一応タイトルは栗再生プロジェクト推進事業ということで事業名は上げておりますが、主、大正・十和地域のクリを中心としたクラスター計画ということで進めていって、二、三年かかるかもしれんですけど、その後には町全体の一つのクラスターとしてでき上がっていくようになるかと思います。まず、先行してやっていくということです。

以上です。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） まず最初に、今ちょうど十和の地域振興局長からクラスターの関係の説明がありましたので、予算資料6ページの農業クラスター支援事業について、まず説明をさせていただきたいと思います。

これ、事業名が同じで、非常にややこしいわけなんですけど、こちらの農業クラスター支援事業というのは、メニューがたくさんありまして、今回、農林水産課で計上しておりますが、アドバイザーの支援事業というソフト事業になるんですが、こちらのほうは、計画を立てるというソフト事業ではなくて、次世代施設園芸団地につきましては、先般、議員の皆様にも現地を視察していただいて、現場の状況を把握していただいたところでございますが、作付作業が一年目の1社と、県内では実績のある2社ではありますが、今回、新たに整備された次世代施設園芸団地では、最新の機器、また気象環境が実績のある業者でもやっぱり地域性が違うということもあって、今年1年は様々なトラブルが発生が予想されますし、当然、データの分析による機械の調整が必要であるというふうに聞いております。

このため、3社ともにオランダのほうから技術者を招へいし、主に指導を受けるための支援策として、県のソフト事業を導入するものでございます。あと溶液についても、毎月分析を行うということで、こちらのほうも、お聞きしますと、外国の機器が入っておりますので、溶剤の分析も外国に送って分析を行うということで、こちらのほうにも結構費用が掛かりますので、今回のソフト事業、300万円となっておりますが、3社で各社100万円ずつの限定の定額の補助でございます。こちらのほうを活用したいということでございます。

そして、もう一点が、予算資料5ページの上段、複合経営拠点支援事業の従来の組織と

営農組織との内容ですよ。

今回、当然、先ほどビレッジ影野という名前もありましたが、これは影野の集落営農から発生した法人でござい^{P62訂正あり}ます。当然、その周辺にも、床鍋のほうにも法人の組織がござい^{P62訂正あり}ます。先ほど少し説明をさせていただきましたが、校区ぐらいで、広域に集落営農組織が連携をして、新たな法人を立ち上げていきたいというような計画でございまして、当然、どうしてもリーダー的な存在が要りますので、現在はその責をビレッジ影野のほう^{P62訂正あり}が担って、中心的に引っ張っていただいているという状況でござい^{P62訂正あり}ますので、従来の集落営農よりかはもう少しというか、かなり大きい広域の組織というふうに判断していただければと思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） まず、補正予算説明資料の17ページ、18ページになりますが、17ページ、18ページを見ていただければ分かると思うんですが、平成28年度特定目的基金充当先一覧、また18ページにつきましては、平成28年度ふるさと支援基金の充当先一覧ということで、補正予算の内容を議員の皆様によく理解していただきたいということで、参考に付けておる資料でござい^{P62訂正あり}ます。

ご質問の、その中にあります17ページの大正まちなかにぎわい交流拠点構想策定事業、また、まちづくり計画策定事業を見ていただいたら、200万円と260万円になっておりますが、上の項目の欄を見ていただければ、補正前ということで、これは当初予算で計上された額でござい^{P62訂正あり}ます。今回の9月補正の額は、真ん中の補正額という欄、当初の部分と今回補正の分を、そのさびわけを見ていただきたいという思いで付けておる資料でござい^{P62訂正あり}ますので、ちなみに、当初ですが、まちづくり計画策定事業につきましては、企画課の関係で総合振興計画策定支援業務委託ということで、ご質問の委託業者はパシフィックコンサルタントという事業者になっております。

それと、予算書のほうですが、22ページと23ページにかかってあります地域おこし協力隊の住宅の借上料と住宅費補助金です。地域おこし協力隊の住宅につきましては、町のほうが構えるということになっておりまして、基本的には住宅借上料は町のほうが民間の住宅を借り上げた場合に支払っている借上料になります。補助金のほうは、町が所有している住宅、町営住宅なんかがあるんですが、そういう住宅に入っている協力隊員につきましては、一旦個人で支払をいただき、この補助金で本人に町営住宅の家賃分を交付するとい

う形で支払っているという状況です。あともう一点、仲介料でございますが、これにつきましては、先ほど言いました民間の住宅を借り上げる場合、不動産事業者の方の紹介になりますので、その不動産業者に対する仲介料となっております。

○副議長（下元昇君） 財政班長大元学君。

○財政班長（大元学君） 私の方から、基金についてご説明を申し上げたいと思います。

ふるさと支援基金の充当先についてご質問がございました。その中で、四万十川対策室のほうの人件費についてのご質問だったかと思いますが、これは、議員おっしゃられるように正規の職員ということになります。

若干ご説明を申し上げますけれども、このふるさと支援基金につきましては、今年3月の議会で認めていただきましたふるさと支援寄附金条例の目的に沿って充当しているわけですが、その目的の中に、第2条といたしまして、寄附金を財源として実施する事業という中で、四万十川保全というのがございます。今回、この四万十川対策室につきましては、平成26年に設置をしたものでございますけれども、四万十町独自の取組でもありますし、当然、この目的にも沿っているということで、人件費に充当をさせていただいております。

それから、なお、補足でございますけれども、先日の議会でも、企画課長のほうからもお話しさせていただいたように、ふるさと納税に関しましては、今回、補正も含めまして12億円の寄附金がございます。ですけれども、これと併せて、どうしても経費というものがなくなってきます。この経費が6億9,000万円余り、約7億円必要になっております。どうしても、この7億円を捻出するためには、一般財源が必要になってきますので、その分は、こういった既存の事業ですとか、そういったものにも充てさせていただくと。12億円から約7億円を引いた5億円が、言い方悪いかもしれませんが、純益になるわけですが、その純益の中から新しい事業ですとか、あるいはこれから拡充していこうという事業について充てさせていただくと。先ほど申し上げたように、7億円については、従前の事業にも充てていかないと、ほかの事業をやめざるを得なくなってくるので、こういった人件費も含めて充当をさせていただいております。

以上でございます。

○副議長（下元昇君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 私のほうからは、予算書の19ページ、特別職共済組合負担金について、ご説明を申し上げます。

この特別職共済組合負担金につきましては、総務費の一般管理費に計上しておりますものでありまして、町長、副町長の共済組合負担金ということになります。ですから、今後ともなくなるというふうに、先日ご答弁申し上げたわけですが、議員年金に係る負担金につきましては、当初予算議会費に計上されておるというふうに考えておりまして、先ほどのご質問の部分については、町長、副町長の部分ということでご理解をいただきたいと思います。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） すみません。先ほど資料の5ページの上段の複合経営拠点支援事業の件で、名称がビレッジ影野と申し上げましたが、これ、議事録に残りますので、正式名称でもう一度言い直しをさせていただきたいと思います。株式会社サンビレッジ影野でございます。

P69訂正あり

以上です。

○副議長（下元昇君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 私のほうからは、予算書の45ページの奥四万十博の関係で、奥四万十博推進事業費の補助金300万円というものの質問で、これが誰がどのように決めているかというようなご質問であったと思います。

これにつきましては、予算説明資料の10ページの上段に説明資料として書かせてもらっています。これにつきましては、クロージングというところで、会場が本町になっております。これはもう決定しておりまして、クロージングの日が、ここに書いていますように23日に行うというところで、23日に行う部分につきましては、高幡広域で設置しております奥四万十博推進協議会がございますので、そこがメインになって、このクロージングのイベントを行うという形になっております。

それで、せっかく本町で開催されるというところがありますので、今回、300万円計上いたしまして、23日だけでなく、それまでの間に、本町でできる企画を練って、クロージングを迎えたいと思います。それも、ただ一過性にということがございますので、そういったものが来年度につながるというところでは、この下の事業案として書かせてもらっていますが、竹灯りとか緑の提灯とか、それから街バルとかいうような企画を、一応案として持っておりまして、そういったものを奥四万十博の本部と一緒に、委託の中で、ともに連動してやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（下元昇君） 学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） 52ページの学校教育支援員ということでございますけれども、従来、この支援員の公募はしておりませず、学校教育の専門性を持った方ということで、嘱託ということでやっていたけれども、教育対策監が配置になったので、このお金のほうは減のほうにしております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 子ども教室で習字等を教えて、お金を徴収していたことがあるかという質問があったと思いますが、お金をとって教えているというようなことはありません。

○副議長（下元昇君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） 予算説明資料の17ページ、大正まちなかにぎわい交流拠点構想策定といった事業の契約先ということでございましたが、これ、一昨日、15番議員の一般質問の中でもお答えさせていただきましたが、株式会社モデルビレッジという高知にあるコンサルタント会社でございます。

○副議長（下元昇君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） そしたら、二回目の質問に移らせていただきます。

県職員住宅等取得事業というのは、結局、12月に条例化して、公営住宅の位置付けをするということで理解できました。ある程度。

それから、複合経営拠点支援事業というのも、人員体制を含めて、より広域化であると、校区単位だということで理解しました。

栗再生プロジェクトに関しては、クリというのは、産地的にもう大正・十和なんで、それをまず現段階でクラスター化しようと、そして、全町的な農業クラスターに統合してこういう志向性があるということは分かりました。

続きまして、放課後子どもプランに関しては、これはあくまで伝聞です。いわゆる耳にしたということですね。それがないということですね。あるまじきことであって、あってはいけないことであると思います。それでよろしいかなと。

それから、委託先名は分かりました。パシフィックコンサルタントというのは、木質バイオマスの委託先でもありますよね。関係ありませんけど、たしかそうでした。

それで、やはり正規職員の人件費に充当されていると。何かそのような気がしたんです

けど、それがたまたま当たっておりました。例の四万十川対策事業ですよ。根拠としては、ふるさと支援基金条例に基づいていると。寄附者の意向を反映しているというふうな内容の答弁だったかと思いますが、一面、昨日の町長答弁の中に、職員の給与、私は職員の給与についても一般質問の中で申し上げました。人員配置も絡めて、国の基準ということがあったので。国の基準があるという町長認識と、財政班の班長の基金条例に基づいて職員人件費をここから出す財源の話なんですけど、何かあまり頭の中で整合性がないような印象は残ります。

そうですね。一番、この答弁が分かりづらかったんですけど、だから、12億円の寄附金があつて、7億円の経費が掛かると。だから、その7億円の残り5億円。経費について聞きたいんですけど、これはふるさと納税という事業を運営するための経費であれば、それは返礼品、報償費とか、いわゆるふるさと徴収手数料とか、中間管理業務委託料とかで構成されていないとおかしいので、この経費の概念が少し曖昧でありましたので、それを再度説明していただきたいと思います。

印象として、あまりにもこの町の社会保障というか、これからもずっと続けていかざるを得ないような事業に充当されているところが、たまたま納税者のそういう希望があったというようなことにすり替えられているような気がして、ちょっと不確かなものを感じるので、そこのところをもう一度聞きたいと思います。

それから、協力隊の住宅に関してのことは理解できました。

それから、特別職のことは勘違いしておりました。議員年金のことではなかったんですね。それは当初であったということで、これはだから質問自体がちょっと無効であったと思います。

それと、非常に答弁を聞いていて分かりづらかったのが、特別教育支援員です。専門性が必要だと、はっきり、学校教育の課長がおっしゃった。それで、けど、専門性が必要であると公募をしないということの関連性が分かりません。専門性を明示して、公募をすることはできたと思うので、それがちょっとさらに聞きたいことですね。

あと、教育対策監が配置になったということと、特別教育支援員と教育対策監の関連性も分からないので、そこのところも説明していただきたいと思います。

勘違いがあるといけないので、私が認識している、勘違いがあれば指摘していただきたいんですけど、特別教育支援員というのは、いわゆる発達障害の子どもさんのサポーターのために、学校に配置されている方々のことではないですかね。私、それらの方々は、教

員免許も要らないし、特別な資格は要らないというふうに聞いていたので、専門性とおっしゃる言葉にちょっと違和感もありましたし、そこにさらに教育対策監という言葉が出てきたので、非常に制度自体が分からなくなりました。もう一回、制度を説明していただき、なおかつ人員採用、補充のあり方について、現況がどうであるのかということの説明していただきたいと思います。

で、大体よろしいかと。

○副議長（下元昇君） 財政班長大元学君。

○財政班長（大元学君） 私のほうから、もう一度ふるさと納税についてご説明をさせていただきます。

先ほども16番議員もおっしゃられたように、経費6億9,700万円余り、約7億円ですけれども、これは、議員おっしゃられたように、返礼品であったりですとか、手数料、それから郵送料、そういったもろもろの経費ということになってまいります。その積み上げた額が、今年度の12億円に対して約7億円必要ということになっております。

人件費の考え方についてでございますけれども、四万十川対策室、今回、この条例の中にある四万十川保全という意味では、この目的を達成するための手段ということに関しては、いろんな手段があるかと思います。いろんな事業をやったりとか、委託業務を行ったり、様々な事業とか手段がある中で、今回のこの四万十川対策については、四万十川対策室の設置ということが大きな理由の一つになろうかと思います。そういった意味で、四万十町の独自の取組でもありますので、そのこのほうに人件費として充当させていただいたということに関しては、何ら問題はないというふうに考えております。

それから、もう一点、先ほど私のほうから答弁申し上げた中のふるさと納税の経費の先ほどの件ですけれども、やはりそれはちょっと誤解があったらいけませんので、もうちょっと詳しくご説明させていただきますと、通常、事業をやるときには、一般財源というものの、いろんな国の補助金ですとか、それから起債を借りたりですとか、いろんな財源のある中で、一般財源がどうしても必要になってきます。この一般財源に関しては、ふるさと納税の返礼品、先ほど申し上げた7億円の経費については、全てこの一般財源で賄っております。つまり、7億円が、まずはふるさと納税に必要なってくるわけでして、どうしてもその7億円がなくなってくると、今度、ほかの事業をやめざるを得なくなってしまう。例えば何かの補助金をなくすとか、あるいは特別会計に出しているような繰出金を減らすとか、そういったものをやめてでも、ふるさと納税やりますかということになって

まいります。ですので、一旦ふるさと納税に掛かった費用というのは、後ほど返していただくといったらおかしいですけれども、一般財源として扱わせていただくと。その一般財源の中で、こういった人件費も賄っていくというところで、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○副議長（下元昇君） 学校教育課長にお願いですけれども、答弁のときに、今は予算の関係で質疑をしておりますので、減額になっていますよね。52ページの教育支援員の嘱託の質問なんですけれども、今回、減額になっていますよね。だから、そのことだけ答弁すればいいと思いますので、お願いします。

学校教育課長杉野雅彦君。

○学校教育課長（杉野雅彦君） これは、学校教育支援員でありまして、先ほどお話ししましたように、学校教育の専門性を持った方ということでしたけれども、教育対策監の配置ということになりましたので、今回、これを減額しているものであります。

以上です。

○副議長（下元昇君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） これ、最後の質問なんで、ちょっと落ちついて慎重に質問したいと思います。

まず、財政班長の説明でしたが、当然、12億円、ただ、返礼品、必要な経費があると、ふるさと納税という事業の運営上ということですよ。それは、一般財源から拠出しなくては行けないと。でも、それは正しくいけないという前に、それは認識の問題ですね。12億円の中に既に経費が含まれているという認識も存在すると思うんですね。だから、事業の経費は事業の収入で賄うという認識もまた存在する。だから、財政班長の認識にあまり必然性、一般性を感じないと、私は思います。

ですから、一般財源から出さなきゃいけないので、今まで一般財源を充てていたものの財源が減るので、だから、その減った分に関して、結局充当しなきゃいけないというふうなことなのでしょう。だから、12億円の中に、ふるさと納税事業の運営のための経費が含まれていると。それはそれで賄うと。そしたら、一般財源に影響ないということになりますか。だから、その認識のちょっとスライドだけで、財政班長の答弁は、何か論理性を失うような気がいたします。

もう一点、これは勘違いしておりました。学校教育支援員。これ、私、学校に配置されている特別教育支援員と勘違いしておりましたので、まず勘違いをおわびしますが、で

も、聞きたい点の一つ。結局、どういう方がどういう理由で、ここにこの名目で配置されているかという観点なんです、勘違いはありますが。だから、疑問はありますので、減額なのでというふうなことで、今の質問の範ちゅうではないというような認識は、ちょっと私はあまりどちらかというをやめていただきたいと思います。勘違いはありました。ですから、聞きたいことの視点は同じなんですね。じゃ、勘違いがあったので、私の質問は無効ですか。議長が無効と判断されるのであれば、取り下げます。どうぞ、議長判断を。無効ですか。あなたは勘違いしていたので、質問自体が無効であると。だから、今、もう聞くのはやめなさいというのであれば、そういたします。そう判断なさいますか。判断を明確に、議長ですから。議事整理権が付与されているんですから。無効であるという判断があれば、これ以上言うことに意味がないので、もう言いません。ですから、無効ですか。

○副議長（下元昇君） 暫時休憩します。

午後 2 時 34 分 休憩

午後 2 時 35 分 再開

○副議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16 番、質疑の途中でしたので、もう一度だけ発言の許可をいたします。

16 番西原眞衣君。

○16 番（西原眞衣君） それでは、学校教育支援員嘱託報酬というものが 115 万 3,000 円になっておりますね。これは、補正予算の資料の範ちゅうのことです。勘違いがありましたので、その勘違いを容赦していただいて、今、発言を認められたので、質問をいたします。一括質問になりませんでしたけど。

学校教育支援員という方は、どのような専門性というものが必要とされているのか。そして、教育対策監の配置によって、その専門性が代替されたというように、私には受け取られました。それで、学校教育支援員に要請される専門性と、学校教育対策監に要請される専門性とは、代替できるような専門性であり、具体的にどのような専門性であるかという質問をしてよろしいのであれば、答えていただきたいと思います。

あと一点、減額についての補正資料ではありますが、減額の理由を聞く以外の質問はできないんですか。その考え方は、私はおかしいと思います。減額とした、ここにこの人件費に関する補正の予算が上がってきた。それについて、議決に至るまでにいろんなことを確認したいわけです。確認したいことの 1 項、1 項が私にとっては質問であります。では、減額がありますよねと、減額の理由は何ですかしか認めないという議事進行のあり方なん

でしょうか、議長。よく分かりません。

○副議長（下元昇君） 財政班長大元学君。

○財政班長（大元学君） もう一度ご説明をさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃられたように、ふるさと納税に関して、事業の経費については、その収入をもって充てるべきじゃないかなと、そういった考えもあるんじゃないかというようなご指摘だったと思います。おっしゃるとおりだと思いますよ。我々も、事業をやる上では、当然、その事業の収益があれば、それを使うわけですけれども、このふるさと納税に関しては、若干考え方が異なるかと思います。二点ございますので、説明をさせていただきます。

まず一点ですけれども、このふるさと納税に関しては、まず一旦を基金に積み立てるということをやっています。というのは、議員のおっしゃられるように、経費に一旦充てて、残った額を積み立てればいいんじゃないかなというような考え方もあるかもしれませんが、四万十町としては、一旦これを全額12億円を積み立てます。その中で、やれる事業に対して、今度、取り崩していくと、繰り入れていくという仕組みをとっております。これは、なぜかと申しますと、こういった方法をとっておかないと、例えばその年に12億円見込んでいたのが10億円しかなかったというようなことがあれば、新規事業あるいは拡充した事業を、その場ですぐやめる必要が出てきます。そうではなくて、一旦積み立てをして、前年度の寄附の状況も見ながら、翌年度の予算を編成していくということで、前年7億円、8億円余りの基金を積み立てて残しております。1年間残しながら、翌年度に計画的にやっていくということをするために、基金を積み立てております。どうしても、その積み立てにこの寄附金が全額必要に、まず、なってしまう。

ですので、減ることが一点と、もう一点重要なことは、これはあくまでもふるさと納税という言葉が使われていますけど、寄附制度でございます。寄附金です。2,000円を超える部分については、所得税なり住民税から控除されます。ですので、この寄附金に対して、一般の方が寄附をした返礼品に対して、これを充当するというものの考え方の問題ですけれども、これに充てるということは、言い方悪いかもしれませんが、脱税みたいなものなんですね。税を控除を受けるために寄附をしておきながら、6割ぐらいのものが返ってくるということになってくると、ほんと制度そのものが崩壊してまいりますので、確かにほかの市町村でそういったことをやっている事例もありますけれども、四万十町に関しては、県とも話をしながら、それは不適切でしょうねという考え方のもとで、返

礼品には寄附を充てないという考え方のもとでやっていますので、先ほどご答弁申し上げたような内容になっております。

以上でございます。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 先ほど複合経営拠点支援事業の件で、私、気張って正式名称のほうを株式会社サンビレッジ影野と申し上げたと思いますが、正式名称は株式会社サンビレッジ四万十でございました。申し訳ございませんでした。訂正をいたします。

○副議長（下元昇君） 教育次長熊谷敏郎君。

○教育次長（熊谷敏郎君） 学校教育支援員嘱託報酬についてのお答えをさせていただきます。

同じような答えになろうかと思いますが、学校教育支援員嘱託員というのは、やはり私たち行政職員でありますので、学校教育における専門性を有した方を想定しておりましたところ、割愛いいですか、県の学校の先生で、教育対策監を職員として配置になったわけでありまして、この学校教育支援員嘱託報酬は必要でなくなりましたので、必要でなくなった分を、今回、減額させていただくものでございます。

以上です。

○副議長（下元昇君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからも基本的な考え方を、この際ですので、申し上げたいと思います。

ふるさと納税につきましては、平成27年度は7億8,000万円余りいただいたところで、ここに、使途についても書いておりますけども、公募の段階で、また本人の寄附者の意向によって、町長に委ねるという部分もございます。ですから、今回の四万十川対策室の賃金も含めて、やはり財源の手当てとして、その財源の裏付けとしてやった範囲内でございまして、それを国の基準という捉え方は、ちょっと自分自身は理解できなかったということでございますので、あくまで財源の手当てとして、寄附金を使って、四万十川の再生に係る人件費に手当てをしたということでご理解いただきたいなと思います。

議長に指導されるかどうかは分かりませんが、先ほど来、教育委員会の放課後子ども教室の中で、その講師が謝礼をもらっておるというような発言がございました。これは、議員の皆様方全員にお願いしたいんですけども、この正式の議場で申し上げる場合は、もう少し確認していただいて、この場で議論していただきたいと思います。そうしな

いと、いろいろなところに波及していきますし、まず、そういう細かい、この際でございますので、私がお聞きしていた中で、非常にそういったところを思いましたので、なるだけ精度の高い、いい議会にしたいという思いがお互いあると思いますから、今後、そういったところを議会にも、議員の皆さん方にもお願いをしたいということでございます。

以上です。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

3 番古谷幹夫君。

○3 番（古谷幹夫君） だんだんの方が質問をされて、私がちょっと打ち切れたために、項目が大分減ってきましたけども、何点かお聞きしたいと思います。

まず、補正予算資料の5ページ、複合経営拠点支援事業でございますけれども、ここで捉えておる複合経営という範ちゅうといいますか、それについて、今の時点で分かっておれば、一つまずお聞きしたいのと、それから、7ページの栗再生プロジェクト推進事業についてですけれども、これでは、事業主体が四万十の栗再生プロジェクト推進協議会と。この構成者は、大正・十和・四万十市西土佐地域の生産者及び関係団体ということでございますので、その中で、どういう区分けで、この事業費の負担を計画しておるのかという点を、お伺いをしたいというように思います。

それから、もう一つは、これも若干答えていただいていた部分はあるわけですが、10ページの奥四万十博推進事業の関係で、これはたしか会場については旧の庁舎跡を会場にということで、たしかお聞きしたというように思いますけれども、この中で、事業案として、竹灯り等うんぬん等が出ていますが、前段の16番議員の質問に対して、緑の提灯と街バルというような表現を、下藤課長はされたというように思います。私は、この言葉のとおり解釈をしております、緑の提灯の街バルと、これがすごい新しい、私の提案も含めて通っているのかなと思って、期待をしちよったわけですが、そのところの確認を、まずお願いをしたいというように思います。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） まず、複合経営拠点支援事業の件で、複合経営の中身というご質問だったと思いますが、今回のこの複合経営拠点の目的といたしましては、中山間地域の農業を支えるということと、中山間地域の資源を生かして、農業で稼ぐ仕組みでございます。当然、いろんな作物を組み合わせで経営していくので、複合経営拠点というふうに言うてゐんですが、まず、今の時点では恐らくというふうに表現させていただき

ますが、露地の野菜で言いますと、やはりショウガ等が中心になった作付体系になろうというふうに思いますし、一定農業を支えるということになりますと、やっぱり耕作放棄地の防止等もありますので、水稻のほうも植えていかないと、全て野菜でいうのは、なかなか手も回りませんので、稼げる畑作と、そして農地を守っていく意味での水稻と、また当然、そのブランド化等も目指していくという考え方もあるようですので、それらを組み合わせた形の経営というふうに、今のところ、ご理解いただければというふうに思います。

○副議長（下元昇君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） それでは、私のほうからは、予算資料の10ページ、奥四十博覧会の事業の中で、下のほうの事業案という中で、緑の提灯の街バルということを書かせてもらっています。これはあくまで案ということでございますけれども、以前、3番議員の方から、ある市のところで、緑の提灯という取組をしているという参考になる意見をいただきました。そういったものと、街バルと言いますのは、香美市のほうとか、最近では須崎のほうでもこういう取組をしているということで、商店街の活性化というか、そういう一つの取組として行っているようでございます。そういうことで、本町も、このクロージングにかけて、こういう商店街の活性化の取組も、商工会中心にやっておりますので、こういう取組を今回のクロージングに一回やってみるということが、次へまたつながり、商店街の活性化への一つの企画になりはしないかというところで、この取組を案として上げさせてもらったところでございます。

以上です。

○副議長（下元昇君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 補正予算資料の7ページの栗再生の負担金のことで、まず、協議会のメンバーとしまして、ここに書かせていただいておりますように、大正・十和の生産者と四万十市西土佐の生産者、それと関係機関ということで、一応関係機関のほうが高知はた農協、それと株式会社四万十ドラマ、それと有限会社タネヒサ、それと株式会社浜幸。そういうメンバーが協議会に入っております。

今年の負担金についてですが、一応企業のほうで、今までの買取価格より若干上回る買取価格で購入していただいて、そのアップ分で大体負担金に充てていくという方向でやっております。それで、当然、西土佐分もありますので、それについては、西土佐の協議会栗部会のほうに、今、基金なりとしてプールしていくということで、十和分の部分で補填していくということで進めております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 一定理解をさせていただきましたが、複合という意味は、複合経営というのは、確かに課長が言われたように、米と畑作であったり、米と畜産であったり、昔から言われる、窪川は昔から単作経営でなくて、やっぱり複合経営をずっと目指してきたという経過があるというふうに認識をしておりますので、その点は理解をしたわけですが、この事業が、次年度以降、いろんな機械を導入して、新たな展開を図っていかうという目的を持っておるというように期待されておりますので、それを受け入れる団体として、ここには広域的な法人形態、サンビレッジが具体的な位置付けで言われましたけれども、こういった広域的な法人経営体の、この地域での展開の見通しが、今の時点であるのであれば、是非お聞きしたいというところをお願いします。

それから、栗再生の部分については、西土佐の分を四万十市の行政のほうが支援として上積みをして、この協議会がもう少し充実した形で事業を行うというようなことは、考えなかったのでしょうかというところを確認したいと思います。

それから、奥四万十博のところについては理解をしました。是非今年のクロージングのところが、特に次年度へどうやってつなげていくかというのは、奥四万十博の大事な今後、後半に向けての課題でありますので、是非商工会のメンバーも非常に積極的に、この街バルの方式、そしてそれをこの四万十町流にアレンジして、特徴あるようなことでやっていかうというように言っておるよう理解していますので、是非確実な実施をできるような具体化をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○副議長（下元昇君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） 四万十市の生産者、植えた部分ですが、今回、うちのほうもせん定の支援ということで200万円ぐらい見えていますが、四万十市のほうは、もう去年で終わっちゃうと思いますが、せん定の支援をしてきました。ほんで、うちと多少せん定の技術が異なると思います。一応、うちのほうは低樹高を目指してせん定しておりますので、それと特選とか準特選というような一定付加価値を付けた栗の振興もしていますので、若干、ほんで昨年まで西土佐のせん定と違うてきますので、とりあえず西土佐地域の分については、栗部会のほうでプールしていくという方向で進んでいくようになっております。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 広域連携のこれからのどういうふうな見通しかという
ような質問であったというふうに思いますが、現在、ちょうどそれぞれの代表者が集まっ
て、平均月2回ぐらいで定例で協議を行っております。今ちょうど佳境のところでござい
まして、今後、詳細のほうが詰まっていくというふうに思っておりますが、ただ、いずれ
にしましても、各集落の代表が、あと数年後には、なかなか集落単位では農業を支えてい
けなくなるのではないかという懸念も持っております、結局はもうそうなれば、やっぱ
り広域でお互いが連携して、地域の農業を守っていくべきであろうというようなゴールを
目指して、今、話を進めておりますので、町と関係機関のほうも、是非こちらの動きにつ
いてはサポートしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○副議長（下元昇君） 3番古谷幹夫君。

○3番（古谷幹夫君） 理解をさせていただきました。

特に複合拠点事業については、この地域の新しい取組ということで、移住定住のところ
でも、もう将来的には新規雇用の受皿としても、働いてもらえるような期待も出てくると
思いますので、是非積極的な、何ぼでもお金をつぎ込むということができんと思いますけ
れども、知恵なり情報提供なり、そういった支援を、今まで以上に取り組んでいただけた
らというように思います。

それから、栗再生のところについては、いろいろな事業、経過はあると思いますけれど
も、こんな言い方は失礼ですけども、今のところ、生産量そのものもそんなにおつきくな
い現状の中で、これを伸ばしていこうということでございますので、将来的には統一し
た、いろんな課題はあると思いますけれども、せん定技術なりで、同じような品質のクリ
をこの協議会で生産して、それをクラスター事業として拡大して、四万十ゆう共通の特産
品としていってもらうような、そんな位置付けもお願いをしたいというように思います。

以上です。ありがとうございました。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

1番橋本章央君。

○1番（橋本章央君） 一点だけ質問させていただきます。

資料の11ページ、耐震化促進事業についてですが、集会所施設耐震について、事業を行
う場合には、一連の流れとして耐震の診断をし、耐震設計、耐震工事のそれについては、

工事するには耐震工事の管理、また耐震改修の本工事、こういうふうに分かれていくと思うのですが、これらを全て同一事業者が実施する。こういう場合に問題はないのか。その点について、見解を求めたいと思います。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 住宅の耐震関係につきましては、耐震診断につきましては、登録事業所が行うということになっております。その後、設計、工事ということになりますが、町内には耐震設計をする業者は2業者となっております。地域によっては、耐震設計を行った業者が耐震工事を請け負うところもありますが、これは補助制度で、地元のほうへ補助金という形で、地元が事業主体となっておりますので、適切に業者選定している場合については、特に問題ないと考えております。

○副議長（下元昇君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） こういう事態、例えば集会所施設の場合にも、同様なことで問題ないのでしょうか。そして、完成時のチェック、しっかりできるのでしょうか。どういうことでチェックをして、工事完了となっているのか。そこを答弁願いたいと思います。

○副議長（下元昇君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 今回、補正に上げさせていただいている分については、町有の集会所の耐震工事関係となっておりますので、町の工事入札等をやっていくようになっていくと思います。

それで、地元の集落につきましてはチェックでございますが、まず設計ができた段階で、建設課兼務職員になりますが、建築のほうで内容を確認していただいて、設計書の確認等をしております。工事につきましても、管理監督業務のほうは事業所がやりますが、建築担当のほうにも事業内容も見ていただきながら、現場のほうも見ていただきながら、事業のほうは進めているところでございます。

○副議長（下元昇君） 1 番橋本章央君。

○1 番（橋本章央君） では、確認をいたします。集会所施設の耐震について、事業を行う場合には、先ほど言ったように耐震の診断をして、これは工事しなきゃ危ないなという判断した場合には、耐震の設計をし、そして耐震の工事には、やっぱり監理が要りますので、それをする。耐震の改修の本体工事をする。これは、全て同一事業者がやったとしても、様々な問題点はないということですね。

○副議長（下元昇君） 暫時休憩します。

午後 3 時00分 休憩

午後 3 時15分 再開

○副議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 先ほどの回答をさせていただきます。

住宅耐震等の事業につきましては、耐震診断士、それから耐震設計、工務店、県のほうへ登録している事業所であれば、特に問題ないというところでございます。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 簡単な内容でありますけれど、少しだけ質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、予算資料の1ページ、県住の住宅の借受けをしたという内容です。先ほど竹本振興局長のほうから、説明があったわけですが、私のほうが聞き漏らしがあったかもしれないんですが、再度、私の視点のところをお聞きしたいと思いますので、よろしくお聞きしたいというふうに思います。

今回、400万円余りの予算が組まれておるわけですが、単年度の計画になっていますね。というのは、貸付けであるということです、これだけの金額になるのかなというふうに解釈するわけですが、これは、要するに今年度の借り受ける予算というふうになっておるわけですが、これは、じゃ、近々、来年には間に合うような状況の中で、県住のほうを四万十町が売却をして、購入ができるような見込みにあるのか、現況が。その点を確認しておきたいというふうに思います。

それから、5ページ上段の農業振興費の中で、今回の予算が組まれております。76万4,000円です。この中で、平成29年、30年と全体計画等の中ではそういう予算が組まれておるわけですが、これは平成29年、30年については、ハード面の予算になるかなというふうに思うわけですが、こういった事業で、農林水産課が持つ林業あるいは農業振興費等々については、いろいろな補助事業を活用しての機械の導入等々があるわけですが、そういった事業で、その事業の成果といいますか、そういったことが成果として捉えて、次年度に生かす。さらには、次年度に継続的に生かすという状況の中で、そういった事業が成果として検証していく必要がある。その検証のあり方を、どのような形で執行部はやっておるのか。私、これ、知りませんので、その点、具体的に構いません

が、こういうようなことで一応その事業の検証をしておることがあれば、そのことを教えていただきたいというふうに思います。

それからもう一点、7ページです。これも、各議員が質問してきたわけですが、平成28年度の予算が183万円ということです。そして、全体の計画の中では、平成29年、30年と予算が計画をされていくわけですが、そういった状況の中で、それぞれ要点については、各議員の質問の中で分かったわけですが、こうした、特に大正・十和が一つのメインになろうかなというふうに思うわけですが、この事業計画の中で、非常に私は素晴らしい事業であると、さらにこの事業は推進をしていかなければならないというふうに捉えておるわけですが、その中で、これまでクリの生産をやってきた既存の既設の生産者が、手入れが行き届かないような状況の中でも、地域にたくさんおられる。このことをさらに振興していくという状況の中で、そういった人がもれなく底上げをしていく事業になっていかなければならないというふうに思っています。

ですから、そういった人が、まずもう全体を捉えて、事業の成果に結び付けていく。さらには、生産農家が、僅かな規模の生産農家にしても、その人たちも取上げをしながら、もれなく産業振興として生かす仕組みに十分なおろのか。そのあたりが、私もあまり知りませんので、計画性を教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど農林水産課のほうに、補助事業に対する検証をとということを行ったわけですが、今回、新しい事業としては13事業ぐらい上がってきてますね。そういったことがたくさんあるわけで、あるいは、学校の改修とかいうような事業については、我々として、仕上がったものを見ただけでも、これだけのものになったということが分かるわけですが、機械導入については、林業にしろ農業にしろ、事業の検証としては、どういう形でやっていくのかなということが気になりますので、その点を教えていただきたいというふうに思うことと、もう一点、予算書の中で、45ページになるわけですが、きらら大正運営費の中で、臨時賃金として95万円組まれておるわけですが、この臨時賃金という内容がどういう形になるのか。ここも、私、勉強不足で分かりません。ですから、どういった、今、運営状況になっているのか。その点を教えていただきたいことと、それから、施設の年間の使用実績といいますか、それが分かって、これは当初予算で確認をすべき内容であろうというふうに思うわけですが、一応予算の数字を上げながら、その中が分かれば、分かる範囲で結構ですので、お答えをいただきたいというふうに思います。

○副議長（下元昇君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） それでは、まず補正予算資料の1ページについて説明していききたいと思います。

県職員住宅等取得事業ということで、今までは県から使用料を払って、お借りしよってました。それを、今回、一応購入ということで、土地の購入として、これは駐車場も入っていますが、173万円。それと建物、鉄筋コンクリート建てですけど、その購入費として301万3,200円をトータル、今から、先ほども言いましたが、一応購入に向けての取得の手続をしまして、12月ぐらいにはもう条例に上げていきたいと思っております。ほんで、一応12月からは、町の行政財産として、移住者向けに活用していきたいと思っております。

それともう一点、栗プロジェクトの関係ですが、現在、農協にお聞きすると、平成27年ですけど、クリの生産者のほうが、大正と十和でおよそ125名ぐらいおります。その中で、栽培面積も48ha、結構広いわけですが、平均の単収としたら50kgぐらいしかようとりよらんという現状があります。それには、一つに木の老木とかいろいろあろうかと思いますが、高齢者によりようやらんとか、そこをせん定することによって、また特用林産のほうで苗木の支援も、今回、当初に上げております。それも活用しながら、農家の所得を底上げしていこうと、一つはそういうことです。

それともう一つ、説明資料の平成29年度の予算で、6,100万円という結構高額な事業費を上げていますが、これについては、町内でクリのペーストをつくる、企業がやる分と行政、農協がやる分ということで、生産に関しては、行政も力を入れて底上げしていくと。次の加工、1.5次加工、2次加工まであるわけですが、加工については、町内の業者さんに頑張ってもらっていて、やってもらおうということで、全体の底上げをやっていこうということで進めております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） それでは、事業の評価について、検証について、少しお話をさせていただきたいと思います。

複合経営拠点支援事業におきましては、例えば本年度、こちらはソフト事業でありますので、事業主体は町になります。ですから、組織と町が一緒になって事業を進めていきますので、こちらは事業の検証のほうは一緒にできるということになるわけなんですけど、次

年度以降、ハード事業については、当然、複合経営拠点としての全体の事業計画もあるわけなんです。ハード施設については、例えば機械についての目標年度、例えば3年後の売上金額でありますとか、稼働率でありますとか、そういう細かい目標設定が出てきますので、そちらの目標設定にいかにか到達しているのかというところが、一定の評価の目安にはなろうかなというふうに思います。

また、例えば自伐林業の関係が、今回また予算のほうを計上させていただいておりますが、こちらの場合は、全事業につきまして、搬出間伐を条件にしております。搬出の場合は、翌年度にずれ込んでも可というふうにはしておりますが、市場等への出荷協定を条件にしておりますので、前年度以上の実績の出荷またはそれらのほうの調査によって、事業効果のほうを測定していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○副議長（下元昇君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） 予算書45ページのきらら大正の運営費の中の臨時賃金のお尋ねでございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

これ、当初予算には89万8,000円という形で計上をしておりました。半日、きららのほうの管理業務、清掃でありますとか、きららの管理といった形の中で業務を行い、午後につきましては、役場のほうへ帰ってきて、その他の仕事をやるということで、当初は補助事業を活用して、あと半分の部分については、補助事業のほうで予算をとということでやっておりましたけれども、そちらの予算が付かないということになりましたので、今回、きららのほうで全て不足分を計上するという形にしております。この業務につきましては、結構土曜日とか日曜日とか、今年は特にまたイベントが多ございまして、そういった形で、そこに出勤していただいたものを、代休で平日にとるというような変則的な業務もかなりありまして、今回はやむなく単独で、きららのほうで計上させていただいたということになっております。

以上です。

○副議長（下元昇君） 12番堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） 竹本局長のほうから説明をいただきました。私も当初、そういうふうに捉えておったわけですが、それから判断すると、素人判断でも極めて安いというような気がしています。これはどういうことかといいますと、この住宅に関しましては、住宅不足という状況の中で、地域が、県のこの住宅を町が購入したらどうかという取

組は、もう5年ほど前からの話をしながら、役場の局長に、来た経過があります。

ですから、そのときに、どういったことかと言いますと、非常に県が高いことを言う。非常に標準価格よりも高い判断をして、町のほうがですよ。ですから、なかなか購入ということはもう無理があるというような状況で来た経過があります。ですから、そこらあたりを見ながら、非常に建物もしっかりしておるわけですから、町営住宅として購入ができる状況があれば、そのタイミングをとすることは、常にお話を上げてきた経過があります。ですから、そういうお尋ねをしたわけですが、そこでいきますと、当初の計画が、どういった状況の高額な一定の基準からは高いと判断をするような状況があったのか。今回、購入に至るまでの期間の中で、そういった判断をしておったのか。そこが分かれば、お聞きをしたい。こういった数字であれば、私、不動産の資格は持ってませんので、標準価格も分かりませんが、客観的に見ると、極めて安うに購入ができちゃうんじゃないかなというふうに判断をします。これまで購入に至るまでの経過の中で、こういう部分でこうでした。ですから、今回、購入したということがあれば、分かる範囲で説明をいただきたいというふうに思います。

それと、5ページに限定をした複合施設経営についての検証ということですが、私の答弁は、この問題だけでなくして、補助事業に対する成果、そのことによって生産量が上がったとかということが大事なことでありますので、課長の答弁の中で、分かりました。それがなければ私たちも決算の状況の中で、事業の成果というところの目を通して、それを信頼した結果の中での判断をしていくということになりますので、お聞きをしたということです。

ですから、内容的には、そういったそれまでの事業実績と数字の問題を検証しながら、これだけの成果につながったということが実証できていきよるということです。内容は分かりました。

それからもう一点、クリの問題ですね。クリの生産農家がこういう形の中でということをやっていくということですから、内容は分かりました。

大事なことは、そういったことが、きめ細かな状況の中で、行政が持つ分と、あるいは事業者が持つ分と区分をしながら、底上げを図っていきたいということですから、大事なことでありうというふうに思います。そういった状況も、どういうことかと言いますと、十和地域をモデルに言いますと、最初の生産農家が僅かな契約をしながら、クリ畑の管理等々の契約をしながら、こうやっていきよったことにトラブルが生じて、しっかりとした

契約の内容等々ではないというようなこともありましたので、そういったことがないように、当然、生産者も高齢化になっていくわけですから、そこへ手を伸ばしながら、少しでも生産していくクリで稼ぎができると、小遣いがとれるというような仕組みを、関係機関がしっかりと網羅をしながら、取組をしていく。取りこぼしがないように、そういった事業はだんだんやっていきよるけれど、私たちはこうじゃ、わしらはこうじゃということが、地域の生産者の中からないような仕組みをしっかりととっていただきたいというふうに思っています。それに対して、さらにご答弁があれば、お聞きをしたいというふうに思います。

きららの運営費については分かりました。ですから、当初予算で確認をする中身もありましたが、年間の就業実績がこういうことであるということが分かれば、後で構いませんので、また教えていただきたいなというふうに思います。

○副議長（下元昇君） 大正地域振興局長山脇一生君。

○大正地域振興局長（山脇一生君） 申し訳ございません。ただいま調べておりますので、詳細はまた後日にご報告させていただきます。今、分かっているところでは使用料としては平成27年度では12万2,390円、それから主なものとしましてはファッションショーとか無手無冠の夏場の株主等、利用者に来ていただいたときの会場、それから敬老会でありますとか、それからその他、公民館を取壊しをしまして、そこで利用していた方々がきららのほうを利用しながら、公民館活動としてやっておったものを、今現在も継続しておると。人数とか件数等につきましては、また後ほどご報告させていただきたいと思います。

○副議長（下元昇君） 十和地域振興局長竹本英治君。

○十和地域振興局長（竹本英治君） まず最初、県住の購入の関係なのですが、ちょっと5年前いうたら、ちょっと分かりかねるところがありますが、土地の購入の価格が適正かというようなことで、私もちょっと心配になって、税のほうにちょっと問い合わせしてみました。やっぱり税にも路線価がしかれちょりまして、ここに提示する価格より約50万円ちょいぐらいは安いように思います。

それと、住宅についても、なかなかこういう建物が町内には数が少ないですので、ちょっと自分の建屋と比較してみますと、木造ですけど、鉄筋コンクリートいうたら耐用年数も木造からいうたら倍ぐらいありますので、十分価格については安いと思われます。誠に申し訳ない。5年前の経過については、ちょっと分かりかねますので。

それともう一点、栗再生プロジェクトの推進事業の分ですが、平成21年から取り組んでいまして、生産者とのトラブルというか、そこは私のほうも承知しています。経過としたら、平成22年・23年とシルバーの十和地域の方が受けてやりよったと。その後、新一次産業のほうも受けてやりよったけど、どうしても企業面で、収支の面でなかなか折り合いがつかいで、ちょっと今は生産者のほうが、自分独自にシルバーを雇って、営地の管理をしていきよるということです、今回の協議会の会長が、農協に今、代わっています。生産者と精通している組合組織でもありますので、町のほうも、そこらあたりトラブルがないように、また地権者同士の話し合いのときも十分話し合うて、こういうトラブルがないように、少しでもクリの振興に向けて生産のほうに取り組んでいていただきたいです、そこらあたり、ある程度注視していきたいと思うとります。

以上です。

○副議長（下元昇君） 企画課長敷地敬介君。

○企画課長（敷地敬介君） 議員ご質問の資料の1ページ、県職員住宅等取得事業でございますが、この事業につきましては、実は2年ほど前に、県のほうより四万十町では現在、補正予算に出ております昭和地区にある県職員住宅と、去年度購入いたしました古市町にある県職員住宅、この二つについて県のほうが処分したいということで、町の取得意向という調査がありました。それに対して、町としては取得したい意向であるということで、それを受けて県のほうが不動産鑑定士をお願いして、評価額のほうを出していただいて、売買価格を県のほうが提示してきたということで、昨年度、古市町のほうはその金額で購入させていただいたということで、一遍に県のほうは買うてくれということでしたが、町のほう、予算の関係もありまして、昭和地区の分は今年度にとということで、話の上で今年度予算計上させていただいているという状況ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第89号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第89号平成28年度四万十町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第89号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○副議長（下元昇君） 日程第10、議案第90号平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第91号平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第92号平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第93号平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第90号から議案第93号の4議案を一括議題とします。

この4議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 二点ほどお伺いします。

予算書のほうから、予算書の74ページ1行目、国民健康保険制度関係業務準備事業補助金177万1,000円とありますけれども、これは、昨日の質問で都道府県化の準備のための繰出しでしょうか。

それと、76ページから78ページの7点ですけれども、財源組替えについて。これは、一般財源で一旦計上したものを、その後、国からの補助金とか支援の財政が確立されたので財源の組替えを行ったものと推定いたしますけれども、大変勉強不足ですので、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（下元昇君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

まず、一点目の国民健康保険制度関係業務準備業務補助金177万1,000円につきまして、これにつきましては、議員のおっしゃいますように一昨日も一般質問をいただきました高

知県の国保一本化、平成30年に向けまして、国保の電算システムをそれぞれの県下の市町村が同時にでございますが、県のほうへ一元化すると。資格等のやり取りの関係で一元化する必要があるということで、そのシステムを構築する、改修するという部分のところであります。なお、この部分につきましては、県の補助金のほうをほぼ100%受けて実施するという形になっております。

次に、二点目の組替えの関係でございますが、今回の補正予算につきましては、平成27年度の実績等を勘案しまして一定補足した部分、これからいただける県の交付金でありますとか国の交付金等の関係で調整をさせていただいたという部分でございますので、特に一般財源の繰入れですとかいう形は影響してないところでございます。

以上です。

○副議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第90号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第90号平成28年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第90号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

これより議案第91号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第91号平成28年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第

1号)を採決します。

議案第91号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

これより議案第92号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第92号平成28年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第92号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

これより議案第93号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第93号平成28年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第93号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○副議長（下元昇君） 日程第14、議案第94号平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第95号平成28年度四万十町介護保険事業特別

会計補正予算（第1号）、以上、議案第94号及び議案第95号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 介護保険のほうなんですけど、149ページの歳出のところに、総務費の3、介護認定審査会費というのが上げられているんですけど、介護認定審査員がどういう構成になっているかの規定というのは、高幡広域市町村事務組合の例規の中、条例の中に書かれていて、それを見たことがないんですけど、なぜあそこに議会があって、中尾町長と橋本保議長が議席を持っているのにもかかわらず、その構成団体の市町村の議会議員に、その事務組合の例規、予算・決算の資料が届いていないんでしょうか。そこが分からないので、説明していただきたいと思います。

○副議長（下元昇君） 暫時休憩します。

午後3時50分 休憩

午後3時53分 再開

○副議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第94号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第94号平成28年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第94号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決され

ました。

これより議案第95号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第95号平成28年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第95号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○副議長（下元昇君） 日程第16、議案第96号平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第97号平成28年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第96号及び議案第97号の2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第96号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第96号平成28年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第96号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

これより議案第97号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第97号平成28年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第97号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○副議長（下元昇君） 日程第18、陳情第28－17号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情、日程第19、陳情第28－18号参議院議員選挙区の「合区」解消を求める陳情書、以上、陳情2議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

12番総務常任委員長堀本伸一君。

○12番（堀本伸一君） それでは、陳情の審査報告を、代表して私のほうから報告をいたします。

四万十町議会議長橋本保様、平成28年9月15日。総務常任委員長堀本伸一です。本委員会に付託をされた陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号、陳情第28－17号。付託年月日は平成28年9月7日です。件名、臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情。審査の結果、採択すべきものと決定をしております。付記として全員一致、さらには意見書の提出があります。

引き続きまして、陳情第28－18号。付託年月日、同じく平成28年9月7日です。件名、

参議院議員選挙区の「合区」解消を求める陳情書。審査の結果は採択すべきものと決定をしております。付記として全員一致でございます。意見書の提出もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員会の経過報告でございます。

審査日平成28年9月8日木曜日です。場所、東庁舎3階委員会室A。

陳情第28-17号、平成28年9月7日の付託をされております。

件名としては、先ほど申し上げたように、臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情でございます。

説明者はありません。

委員会の協議結果として、陳情書の趣旨内容については、願意を捉え、特に異論はないが、意見書の一部内容で、審査確認に一定の時間を要しました。この問題は、今後も議会に対して陳情が来る可能性は高いと判断をして、衆議院での環太平洋パートナーシップ協定に関する特別委員会会議録第7号を入手し、今後に生かす確認をしたと。陳情の取扱いの結果は、全員一致で陳情採択、意見書の提出ということが決定されました。

審査結果は、申し上げたとおり採択と決定いたしております。

なお、意見書の提出がございます。

反対意見としてはありませんでした。

同じく付託年月日は平成28年9月7日でございます。

陳情の件名としまして、参議院議員選挙区の「合区」解消を求める陳情書でございます。

説明者はございません。

委員会協議の結果としては、陳情書の願意や、さきに行われた参議院選挙後の動向あるいは県民の声を素直に理解し、違憲とされる問題等は専門家に預け、地方の声を素直に捉えた考えでもよいのではないかということでございます。という意見と、1票の格差確認、またなぜ合区の組合せが高知県・徳島県になったのか。さらには、過疎のイメージと、都市部の抱える課題等の将来的な考え方も議論することが大事というような状況で議論をしました。慎重審議の結果、陳情採択、意見書の提出と決定をいたしました。

審査結果は、採択です。

意見書の提出がございます。

反対意見はありませんでした。

以上の結果を報告いたします。

○副議長（下元昇君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより、総務常任委員長の報告について、質疑があればこれを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより陳情第28－17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28－17号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情を採決します。

お諮りします。この陳情について委員長報告は採択です。陳情第28－17号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める陳情について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、陳情第28－17号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第28－18号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第28－18号参議院議員選挙区の「合区」解消を求める陳情書を採決します。

お諮りします。この陳情について委員長報告は採択です。陳情第28－18号参議院議員選挙区の「合区」解消を求める陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、陳情第28－18号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 4 時06分 散会

